

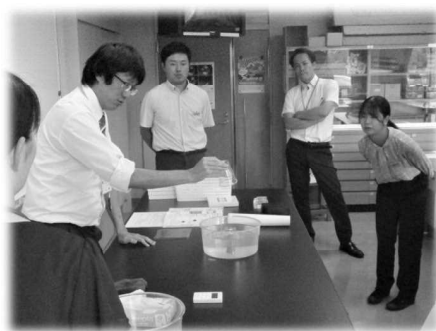
実践的指導力習得期（初任～3年目）における

研修の手引

（令和7年度初任者用）



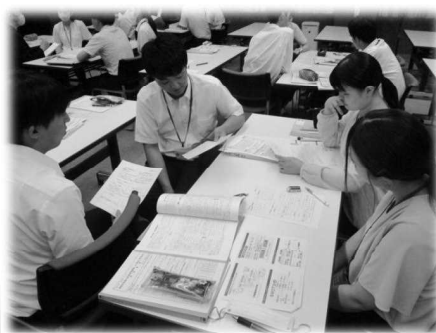
初任者研修講座
（授業づくり）



初任者研修講座
（模擬授業）



実践的指導力習得研修講座
（いじめ・不登校）



実践的指導力習得研修講座
（学校組織）



秋田県総合教育センター

は じ め に

このたび、秋田県の教員に採用された皆さんに、心よりお祝いを申し上げます。教員は「その崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に努めなければならない」と教育基本法で定められています。その研修の一端として、新任教員の皆さんには、教育公務員特例法により初任者研修が義務付けられており、この研修では、実践的な指導力や教師としての使命感を養うとともに、豊かな識見を身に付け、主体的に自身の資質能力の向上を目指すことを目標としています。

現在、社会は混迷の度を深めており、課題が山積しています。異常気象、新たな感染症、経済格差、社会の分断、民主主義の後退、戦争や紛争など、その解決は困難を極めますが、人類が協力してやり遂げなければなりません。しかし、気候や風土、文化、政治、経済など、取り巻く環境が違う80億の人々の心をつなぐにはできないでしょう。だからこそ、自分と他人の違いを認め、聴く耳をもち、お互いの人権を尊重した上で、異なる意見の高次元での妥協点を見いだす努力が必要となります。児童生徒は、学校の教育活動全般を通して、論理的思考や批判的思考を鍛え、寛容の精神を育んでいます。そして、それらは、将来、予測不可能な世界の中で人類のために活躍する、その礎となることは、論を俟たないことであります。

このような時代に教壇に立つ皆さんは、これまで同様「教員として不易とされてきた資質能力」はもとより、これからの時代に求められる資質能力を向上させることが大切です。それは、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的かつ継続的に学び続け、児童生徒一人一人の好奇心を育み、思考を揺さぶり、主体的な学びを支援する伴走者としての能力です。

秋田県は、令和5年度から「秋田県教職員研修体系」及び「秋田県教職キャリア指標」をもとに、新しい教員研修制度をスタートさせました。「秋田県教職キャリア指標」において、初任から3年目までの「実践的指導力習得期」の教員は、教員としての心構えや公務員としてのモラル、学習指導要領や教育課程についての基本的な考え方、また、「マネジメント能力」「生徒指導力」「教科等指導力」などの資質能力を身に付けることとしています。自分の強みと弱みを客観的に認識し、資質能力の向上に、主体的・計画的に取り組むことを望みます。また、初任者研修及び実践的指導力習得研修はもちろんのこと、様々な研修に積極的に参加し、他者との交流を通じて自らの実践を振り返ったり、自らの視野を広げたりすることができる教師であることを願っています。

これから教員として学び続け、成長し続ける皆さんに対して、秋田県総合教育センターは、研修を進める手引として本冊子を作成しました。様々な研修の際、手元に置いて活用し、教員としての資質能力の向上に努めてください。

今年度採用になった皆さんが感謝の気持ちを忘れずに、主体的に研修に取り組むことで自信と勇気をもち、それぞれの魅力に磨きを掛けて、教員として、また一人の人間として大きく成長し、これからの秋田県教育を力強く担ってくれることを大いに期待しています。

令和7年4月

秋田県総合教育センター所長

目 次

「あきたキャリアアップシート」の活用について……………	1
-----------------------------	---

研修資料

1 学び続ける教師であるために……………	4
2 学校組織の一員として……………	5
3 教育課程とは……………	15
4 生き生きとした学級経営……………	16
5 楽しく、分かる・できる授業づくり……………	21
6 他者と共によりよく生きる力を育てる道徳教育……………	26
7 主体的な児童生徒を育てる特別活動……………	28
8 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の充実……………	30
9 子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育……………	32
10 心の通う生徒指導……………	34
11 キャリア教育の充実……………	38
12 情報教育……………	40
13 環境教育……………	42
14 体育・健康に関する指導……………	43
15 部活動の指導……………	45

「あきたキャリアアップシート」の活用について

令和7年4月
秋田県教育委員会

秋田県教職キャリア指標について

秋田県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を明確化した「秋田県教員育成指標」（現「秋田県教職キャリア指標」、以下、「指標」という。）を定めました。

この指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安であり、また県教育委員会が教職員研修体系（研修計画）を策定する際に踏まえるべきものとなります。

なお、基になる法令、趣旨等が異なり、指標に示された資質能力が身に付いているかどうかによって人事評価が行われることはありませんが、指標を人事評価の目標設定の際などに活用してください。

「あきたキャリアアップシート」のねらい

「あきたキャリアアップシート」は、教員一人一人が指標に示された各資質能力の要素を道しるべとし、主体的・計画的に研修を進めていくことへの支援をねらいとしています。この活用により、教員が自己のキャリアステージやそれに応じた資質能力の状況を把握すること、今後の研修に対し課題をより明確にして臨むことが期待されます。教員としての資質能力は、実践と省察の繰り返しによって高められるものですが、様々な研修の機会を積極的に活用するとともに、同僚との日常の情報交換、意見交換を加えることで、視野が広がり思考が深まっていくと考えられます。その実践・省察と研修等をつなぐツールとして、「あきたキャリアアップシート」を活用し、求められる資質能力を生涯にわたって高めていきましょう。

「あきたキャリアアップシート」の内容

「あきたキャリアアップシート」は、キャリアステージごとにあります。各シートには、ステージに応じて「マネジメント能力」「生徒指導力」「教科等指導力」及びそれらの向上によって解決を目指す「本県の教育課題への対応」に即した項目内容が記述されています。なお、各キャリアステージに示した経験年数は、あくまでも「目安」であり、研修を進める際等に参考とするものです。

「あきたキャリアアップシート」を活用し、身に付けるべき資質能力を自己分析することにより、自身の課題を明確にすることができます。また、年度当初や年度末に、自己評価をすることによって、教員自身が今後の自己目標の設定や研修計画の策定の見通しをもつことが可能になります。「あきたキャリアアップシート」を生かして、主体的・計画的に研修に取り組みましょう。

「あきたキャリアアップシート」の使い方（例）

- (1) 自身のキャリア発達や教職経験年数を参考に、キャリアステージを選択します。
- (2) 秋田県教職キャリア指標「あきたキャリアアップシート」の項目を読み、年度当初の各項目における自身の資質能力の状況を自己評価し、「年度初」欄に1（できていない）～4（できている）の数字を記入します。
- (3) (2)の状況等から、その年における自身の研修の重点を検討し、『本県の教育課題への対応』『マネジメント能力』『生徒指導力』『教科等指導力』のそれぞれの領域ごとに、「重点」欄に一つずつ○（重点）を記入します。
- (4) 領域ごとに一つずつ記入された合計四つの○（重点）の中から、最重点項目を一つ決め、○を◎にします。
- (5) 校外研修の際には、指標のどの項目に該当する研修なのかを確認しましょう。そして、「研修のあしあと」欄に研修期日、研修名、内容等を記録します。校内研修では、指標を参考にして、先生方の課題について話し合いながら計画を立てていくことも考えられます。
- (6) 年度末（1月末を目途）に研修を振り返り、各項目における自身の資質能力の状況を自己評価し、「年度末」欄に1（できていない）～4（できている）の数字を記入します。
- (7) 年度ごとにシートを1枚使います。データを蓄積していきましょう。

【あきたキャリアアップシート 記入例】

本県の教育課題への対応			マネジメント能力			生徒指導力			教科等指導力		
項 目	年 度 初	年 度 末	項 目	年 度 初	年 度 末	項 目	年 度 初	年 度 末	項 目	年 度 初	年 度 末
① ◇キャリア教育の視点を生かしたふるさと教育の基本的な理解と実践	3	4	◇学級担任としての責任の自覚	3	3	◇児童生徒の内面の理解と個々の問題に対する組織の一員としての対応	4	4	① ◇学習指導要領の基本理念に基づく授業の工夫	2	3
◇地域に根ざしたキャリア教育の基本的な理解と実践	2	4	① ◇学級経営の基本的な理解と運営	2	3	◇学級づくりにおける基本的な生活習慣の確立のための指導	3	4	◇単元（題材）及び単位時間の授業構想と実践	3	3
◇“「問い」を發			◇保護者への共感的理解に基づく対応	3	3				◇教材研究と教材開発の工夫	2	◎3
			② ◇学校・学年経営方針の理解と学級経営への反映	2	3						

研修のあしあと

期 日	研 修 名	主な研修内容
6月12日～ 月 日	実践的指導力習得研修講座(小学校2年目A)	・保護者対応と連携 ・学校組織の一員として
7月4日～ 月 日	国語科における「読む力」を育む指導の工夫	・国語科の「読む力」を育む指導の在り方

※「あきたキャリアアップシート」は、「美の国あきたネット」の当センターウェブサイトからダウンロードすることができます。

主体的な研修とするために

- ◆ 秋田県教職員研修体系や秋田県教育委員会研修講座総合案内等を参考に、研修の計画を立てましょう。
- ◆ 実践を積み重ねるとともに積極的に研修を進め、資質能力の向上を図りましょう。

秋田県教職キャリア指標「あきたキャリアアップシート」

十の位 一の位

…直接入力してください

…リストから選択してください

教職経験	年	月	日	所属	氏名			
記入日	年度初	年	月	日	年度末	年	月	日

第1ステージ(目安:初任～3年目)実践的指導力習得期

教員としての心構えや公務員としてのモラル、学習指導要領や教育課程についての基礎的知識及び指導力を身に付ける

【理解と実践】

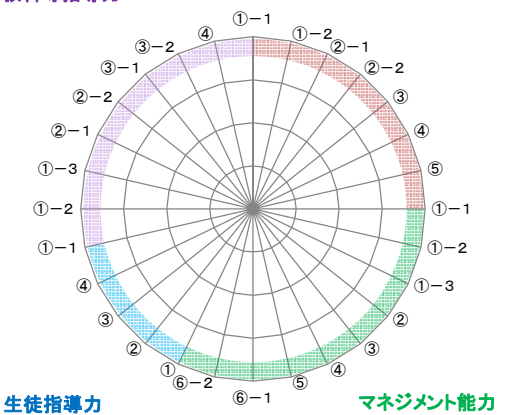
本県の教育課題への対応				マネジメント能力				生徒指導力				教科等指導力			
① ふるさと教育・キャリア教育の推進 ② “「問い」を発する子ども”の育成 ③ 若手教員の指導力向上 ④特別支援教育の推進 ⑤教員のＩＣＴ活用指導力の定着				① 教育課程の理解と実践 ② 教育目標の学級・学年経営への反映 ③ 学校経営への参画 ④ 危機に対応できる管理能力 ⑤ 地域人材や資源の活用 ⑥ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援する力				① 個に応じた指導・支援する力 ② 集団に対して指導・支援する力 ③ 家庭と共に課題を克服する力 ④ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援する力				① 教科等指導の基本的な指導力 ② 秋田の探究型授業の実践力 ③ 授業研究・授業改善を推進する実行力 ④ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援する力			
				授業や校務等にＩＣＴを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（モラル）を育成する力											
項 目		年度初	年度末	項 目		年度初	年度末	項 目		年度初	年度末	項 目		年度初	年度末
①	◇ キャリア教育の視点を生かしたふるさと教育の基本的な理解と実践			①	◇ 学級担任としての責任の自覚			①	◇ 児童生徒の内面の理解と個々の問題に対する組織の一員としての対応			①	◇ 学習指導要領の基本理念に基づく授業の工夫		
	◇ 地域に根ざしたキャリア教育の基本的な理解と実践				◇ 学級経営の基本的な理解と運営					◇ 単元（題材）及び単位時間の授業構想と実践					
②	◇ “「問い」を発する子ども”を育成する取組についての基本的理解と実践			②	◇ 保護者への共感的理解に基づく対応			②	◇ 学級づくりにおける基本的な生活習慣の確立のための指導			②	◇ 問題解決のプロセスを重視した探究型授業の理解と推進		
	◇ 「問い」を発する力の育成の基盤となる言語活動の理解と実践				◇ 学校・学年経営方針の理解と学級経営への反映					◇ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業づくり					
③	◇ 児童生徒理解や授業づくり・授業改善などにおける自己の諸課題を解決する手段・方法の確認と実践			④	◇ 担当学級や校内分掌における安全管理への意識付け			③	◇ 家庭との連携を生かした生徒指導の推進			③	◇ 校内研究会の重要性の理解と活用		
	◇ 一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画（合理的配慮を含む）及び個別の指導計画の理解と作成・活用				◇ 地域人材と資源の把握と活用					◇ 校内研究の成果と課題を生かした授業改善					
⑤	◇ 授業等におけるＩＣＴを効果的に活用した指導及び情報モラル教育の理解と実践			⑥	◇ 特別支援教育の学級経営への反映と特別的教育課程の理解			④	◇ 特別な支援を必要とする児童生徒の特性等の理解・実践と、家庭との連携			④	◇ 特別な支援を必要とする児童生徒の各教科・科目等において生じる学習上の困難さの理解と授業実践		
					◇ 交流及び共同学習の理解と実践										

「あきたキャリアアップシート」

自己評価

— 年度初 — 年度末

教科等指導力 本県教育課題への対応



研修のあしあと

期 日			研修名	主な研修内容
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		
月	日	～		

1 学び続ける教師であるために

(1) 「学び続ける教師像」の確立

人間は教育によってつくられると言われ、その成否は教師一人一人にかかっている。学校組織の一員として、児童生徒や保護者、地域社会から尊敬され信頼されるために、次のような資質能力を備え、一人一人が学び続ける教師でなくてはならない。

① ふるさとを愛し支える自覚と志

② 教師としての不易の資質能力

○教職に対する責任感、探究心、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力

使命感や責任感、教育的愛情

○教育の専門家としての高度な知識・技能

教科や教職に関する高度な専門知識、新たな学びを展開できる実践的指導力

○総合的な人間力

豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力

③ これからの時代の教師に求められる資質能力

○自律的に学ぶ姿勢をもち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力

○情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力

○「チーム学校」の一員として組織的・協働的に諸課題の解決のために取り組む専門的な力

等

(2) 「学び続ける教師像」の確立のために ―研修の重要性―

教育基本法第9条には「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、使命の自覚、不断の研修、職責遂行の努力義務が明らかにされている。社会が急速に進展していく中で、これまで以上に課題意識や探究心をもって研修を深め、その成果を職務に反映させようとする姿勢が重要になってくる。

研修に臨むに当たっては、児童生徒の実態や学校・地域の実情を踏まえた教育課題を的確に捉え、それを組織の一員として主体的に解決しようとする姿勢が求められる。同僚や研修・研究チーム等で共に学び合うことによって、チームで対応する力を高めたり地域や社会の多様な組織等と連携する力を高めたりすることは、組織の一員として重要である。

<参考文献>

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」

（平成27年12月21日、中央教育審議会）

『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

（令和4年12月19日、中央教育審議会）

2 学校組織の一員として

(1) 教育目標の具現化を目指す学校経営

① 学校経営計画の意義

学校は、目指す児童生徒像の実現を願いながら教育活動が行われている組織体であるとともに、社会に役立つためのミッション（使命・存在意義）を併せもつ組織体とも言える。そのため、学校経営計画は学校全体の立場から教育目標を効果的に達成するために設定される総合的な計画であり、さらには、ミッション達成（社会への貢献等）のためのプロセスのベースとなるものでもある。学年・学級の指導や教科等の学習指導もその下で行われている。したがって、自分の担任する学級や教科等の学習指導だけを考えるのではなく、自校の目指す児童生徒像は何か、また、その具現化のためにどのような組織になっているか、児童生徒や保護者のニーズは何か、自分は誰の何を満たそうとしているのかなど、学校経営計画を広い視野で理解するとともに、組織の一員として積極的に学校経営に参画する姿勢が必要である。

特に、次の点に留意する。

- 学校教育目標、年度の重点、目指す児童生徒像・教師像及び研究主題はどのような内容になっているか。
- 組織の中で、自分の校務分掌の内容は何か、また、他の分掌との関連はどうか。
- 組織の中で、学校全体へ貢献するために生かすことができる「自分の強み」とは何か。

② 「チームとしての学校」の一員となるために

学校が教育課程の改善等を実現し、学校教育目標を具現化していくためには、学校組織の在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」をつくり上げていくことが大切である。

「チームとしての学校」像

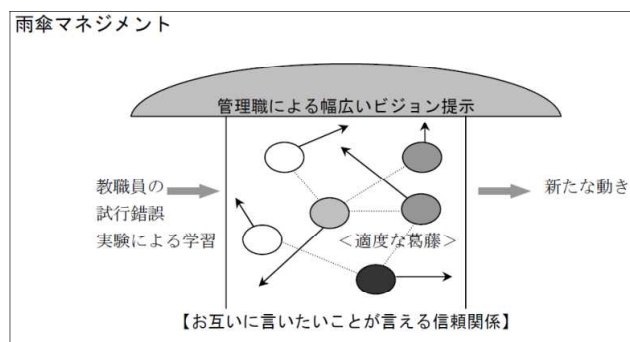
校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日、中央教育審議会）

そして、「チームとしての学校」を実現するためには学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。学校経営におけるマネジメントといえば、校長・教頭等の管理職が行うものと考えがちになるが、実際は多くのマネジメント機能が働いている。例えば、学級経営、学年経営、教科経営、予算管理、給食管理、保健管理といったチーム単位のマネジメントや、保護者や地域との連携等の対外的なマネジメントである。これらはどれも学校経営に不可欠なものであり、そのために限られた教育資源を開発・活用し、共有されたゴールに向かうことが今後ますます求められる。この教育資源を開発・活用して、関係者のニーズに対応しつつ、目標を達成していく働き（プロセス）

が学校マネジメントなのである。

学校マネジメントがうまく機能するには目標や組織も重要ではあるが、リーダーシップやフォロワーシップを発揮したり、試行錯誤したり、行動し反応を見たりといったコミュニケーションを中心とした対人間のプロセスが重要となる。リーダーシップはそれだけで成立するものではなく、リーダーとフォロワーとの良好な相互作用の結果である。そのため、全員がよきリーダーまたはフォロワーになること、そして、リーダーシップの総和が増加することを目指していく。しかし、学校マネジメントのプロセスは衝突と葛藤のプロセスでもあるため、コミュニケーションが一筋縄ではいかないときがある。そこで、常に関係者全てが賛同できる目標（傘のようなもの）を広げ、その下で適度な葛藤や試行錯誤を経験しつつ、新たな動きを生みだし、ゴールに向かうというコミュニケーションが不可欠である。これを「雨傘マネジメント」という。



「学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～」（平成17年、文部科学省）

「チームとしての学校」の一員となるためには、教師として絶えず学び続ける姿勢が求められる。この姿勢とは、変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢である。自らの学びのニーズに動機付けられ、職務遂行に必要な資質能力を自ら定義しながら主体的に自らの学びをマネジメントしていくことが重要である。

③ 学校教育目標の具現化に向けて

本県では、ほとんどの学校で重点目標（重点事項、経営の重点等）や校内共通研究主題を設定している。新任教師といえども、これらの重点目標や研究主題を、学校教育目標の具現化に向けて組織的・計画的に実践、研究していくことが求められる。重点目標や研究主題の実現を目指すことが学校経営上の中心的活動であるということを理解した上で、積極的に校内研修等に臨むことが大切である。

○校内研修に臨む際に留意したいこと

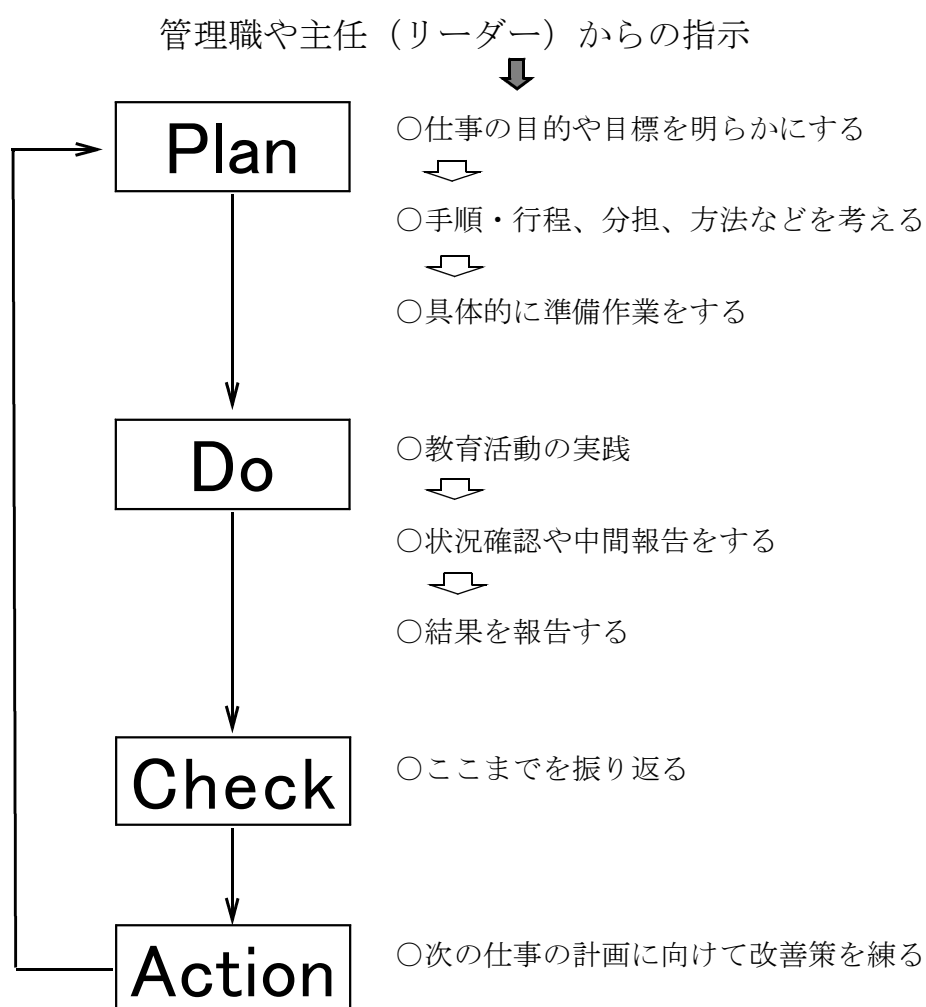
- ・ 自校の学校要覧や研究紀要等によく目を通し、これまでの取組や研究の流れをつかむとともに、学校教育目標、研究主題の設定理由及びねらいを理解する。
- ・ 学校教育目標や研究主題に迫る手立てを学年部や教科部で具体化し、授業の中で研究実践していくよう努める。
- ・ 授業研究会に参加する際には、あらかじめ視点を決めて参加する。また、授業を観察するための方法や記録の取り方の工夫、発想を生かした話合いの方法等、授業研究の進め方に関する知見を深める。

(2) P D C Aサイクル

学校は教育活動を通じて社会に貢献することを期待されている。これをミッション（使命・存在意義）とする。

ミッションの実現に向けて、何を目標とし、いかなる計画を立てて実施し、その結果がどのようなものであったかを明らかにすることが重要である（説明責任・結果責任）。これら一連の仕事（P D C Aサイクル）を進めていくのは、校務分掌組織である。教職員は校務分掌組織に複数所属し、それぞれ分担して効率よく仕事をし、その責任を果たす。その際、個々の教職員の単なる寄せ集めではなく、チームとして校務分掌組織や学校組織全体を機能させることが重要である。

<P D C Aサイクルの基本>



Planが前年度のCheck・Actionを引き継いでスパイラルアップしていくよう、中・長期的見通しで進めていくことが大切である。

(3) コミュニケーション

① コミュニケーションの必要性

学校には「説明責任（accountability）」が求められている。「説明責任」とは、説明だけすればそれでいいというものではなく、その説明を相手に納得してもらって初めて責任を果たしたと言える、ということである。また、一緒に教育責任を果たすためには、同僚や保護者との関係においてうまくコミュニケーションがとられなければならない。コミュニケーションがうまくとれないために誤解が生じたり、ストレスが高まったりして、かえって問題がこじれてしまうこともある。したがって、効果的な教育活動を行うには働きやすい職場環境が必要であり、そのためにいかにコミュニケーション力を高めるかを考えなくてはならない。その際には、話す内容が適切であるかだけでなく、伝達手段や方法が効果的であるかも吟味する必要がある。話す内容の適切性と伝達の効果性を合わせて、納得と理解、協力を引き出すコミュニケーションとなるのである。

② コミュニケーションの基本

コミュニケーションの考え方は理解できたとして、実際に行ってみるとなかなかうまくいかないことも多い。伝達手段や方法について効果の高いものを選択したとしても、その際の態度が適切でなければ相手にうまく伝わらない。以下に対個人のコミュニケーションを円滑に進めるための対話の注意点を示す。

【対話の注意点】

- 1) 相互作用
 - ・笑顔
- 2) 信頼関係(ラポール)の構築
 - ・アイコンタクト
 - ・ほめる
 - ・傷つけずに注意する
- 3) 教えてもらう態度
 - ・明確な問い、問題提起
 - ・聴く
- 4) 理解する気持ち
 - ・肯定的配慮
 - ・あいづち
 - ・感情表現を読む
- 5) 服装、言葉遣い、マナー、時間管理
 - ・場に応じた服装
 - ・敬語表現
 - ・話す速度と明瞭さ
 - ・時間厳守と臨機応変な判断力

(4) 目標の管理

組織の一員として仕事を進めていくためには、組織全体の中で、どのように自分の仕事を進めるのかということを考えることが大切である。そこで、組織全体における自分の役割を理解した上で仕事を進めていくために、どのようなことに、なぜ取り組むのかということを下の①～⑤のような視点で考え、目標を設定することが大切である。目標を設定したら、どのように実現するのかを下の①～③のような視点で考え、具体的な計画や段取りを設定することが必要である。

① 学校の重点事項（学校はどこに力点をおいているのか）



② 自分の所属する各分掌、学年、教科の重点事項



③ 児童生徒の状態、保護者の期待、教育環境



④ 私の使命（児童生徒や保護者に対して、教師としてどのような貢献ができるか）



⑤ 私の力量・教育資源の現状（自分の強み、学校内外のサポーター）



私の目標



① 達成された姿（目標が達成された姿や状態…可能な限り数値化や定量化等で設定）



② 達成のための手立て（どのような取組や活動をする必要があるか）



③ スケジュール（いつ実施し、いつまで完了させるか）

【 参 考 】

主な勤務の態様

(1) 教師の一日の活動（例）

① 出勤

- ・教師としてふさわしい服装を心掛ける。
- ・出勤したらすぐに、出勤に関する手続きをする。
- ・児童生徒及び同僚と明るく気持ちのよい、元気な挨拶を交わす。

② 職員打合せ

- ・必要に応じてメモを取り、その日の行事や連絡事項等を正確に把握する。

③ 朝の会（ショートホームルーム）

- ・出欠の確認をする。
- ・心身の健康状態をよく観察し、必要な指導を行う。
- ・連絡事項を正確に伝達し、必要に応じて指導する。

④ 授業

- ・授業の開始や終了の時刻を守る。
- ・常に児童生徒の実態把握に努め、学習目標に到達できるよう指導の工夫改善を図る。

⑤ 給食指導

- ・教師と児童生徒や児童生徒同士の間関係が深められるように配慮する。
- ・食に関する指導の機会と捉え、児童生徒の実態や課題を踏まえて継続的な指導を行う。
- ・児童生徒の食物アレルギーについては、正確な情報の把握や共有に努め、適切に対応する。

⑥ 帰りの会（ショートホームルーム）

- ・その日の反省、翌日の予定、下校時の注意、家庭への連絡などについて話す。
- ・単なる反省で終わることなく、翌日への期待を高めたり見通しをもたせたりする。

⑦ 清掃指導

- ・児童生徒と一緒に清掃する。
- ・効果的な清掃の仕方を考えるよう指導する。
- ・用具を点検し、必要に応じて修理、交換をする。

⑧ 放課後の活動

- ・係活動、児童生徒会活動などを指導する。
- ・掲示物の状況や忘れ物の有無、戸締まりや火気の点検など、教室環境を確認する。
- ・日誌やノートの点検など、その日のうちに処理すべき学級事務を行う。
- ・教科書のみならず、その他の資料や教具の活用の検討など、教材研究を行う。
- ・教育相談や校務分掌に伴う事務を行ったり、会議に出席したりする。

⑨ 退勤

- ・職務を遺漏なく処理したことを確認し、机上等の整理整頓をして帰る。

(2) 出張

- ・出張を命ぜられた場合は教頭や教務主任と連絡を密にし、授業時数の確保等を十分考慮しながら出張中の学習計画を立て、必要に応じて授業交換等を依頼する。
- ・出張にふさわしい服装を心掛ける。
- ・帰校後、速やかに復命をする（「復命管理簿」「復命書」等の提出）。

(3) 外出

- ・勤務時間中、公務（家庭訪問等）で外出する場合は、校長に申し出て、帰校後その経過を報告する。
- ・授業で児童生徒を引率して校外に出るときは、校長の許可を得る。
- ・休日に児童生徒を引率する場合は、校長の許可を得る。

(4) 年次休暇・特別休暇

- ・年次休暇や特別休暇を取得しようとする際は、あらかじめ校長に申し出て承認を受けなければならない（「年次・特別休暇請求書」）。なお、病気等で急に休暇を取らなければならない場合は、教頭に一報を入れ、後日校長に申し出る。

(5) 長期休業

- ・長期休業中も正規の勤務時間である。
- ・研修を深める機会とする。

(6) 旅行

- ・私事旅行については、緊急連絡等への対応も考えられることから、その連絡先を明確にする。なお、海外に私事旅行をする際は、あらかじめ校長に申し出て承認を受けなければならない。

接遇・マナー

(1) 来校者への対応

来校者に対して爽やかな対応ができるように、日頃から心掛ける。

① ステップ1…受け入れ

- ・作業を止めて、笑顔で素早く対応する。

「おはようございます（こんにちは等）。どのような御用件でしょうか。」

② ステップ2…用件の確認

- ・相手が誰であるのか正確に確認する。（氏名、所属、職名など）
- ・来校の目的や用件を丁寧に聞き取る。

③ ステップ3…対応の判断

- ・聞き取った内容から次の行動を慎重かつ的確に判断する。
- ・判断に困る場合は、しかるべき担当者に引き継ぐことも大切である。

「担当の者を連れてまいりますので、少々お待ちください。」

④ ステップ4…用件の処理

- ・公平な態度で丁寧に、かつ手際よく対応する。
- ・来校者の目的が達成されるよう、担当者に確実に引き継ぐ。
- ・あやふやな対応や、たらい回しは厳禁で、時間が掛かるときは明確に説明する。

⑤ ステップ5…納得を得る

- ・目的を果たし気持ちよく帰っていただくことが最も重要である。
- ・目的を果たすことができなかった場合には、理由や今後の見通しを丁寧に説明し、十分納得してもらうことが、学校への信頼につながる。

(2) 電話による対応

電話は、相手の様子や都合が分からない中で意思疎通を図らなければならないため、慎重に取り扱う必要がある。

① かけ方

ア ステップ1…事前準備

- ・必要な資料を手元に置く。電話の途中で必要な資料等を探すのは失礼である。

イ ステップ2…名乗り、取り次いでほしい相手の依頼

- ・「私は、〇〇小学校の△△と申します。」
- ・「いつも大変お世話になっております。」
(自分が直接お世話になっていなくても学校として協力していただいている。)
- ・「恐れ入りますが、□□様はいらっしゃいますか。」

※相手が不在の場合

- ・かけ直す旨を伝える。
- ・伝言を依頼する。（かけ直しが基本。伝言は緊急時等のみ。）
「電話があった旨を、お伝えいただけますか。よろしくお願いします。」
「ご伝言をお願いできますか。〇〇の件で△△とお伝えください。」

ウ ステップ3…終わりの挨拶

- ・「それでは、よろしくお願いします。失礼いたします。」
- ・受話器は静かに置く。
- ・電話は、かけた方が先に切るのが原則ではあるが、内容が依頼のことだったり相手が目上の方だったりした場合は、相手が切るのを確かめてから切る。

② 受け方

ア ステップ1…素早い対応

- ・電話が鳴ったらできるだけ早く受話器を取る。

イ ステップ2…名乗り、相手の確認

- ・「はい、〇〇小学校の△△です。」（「もしもし」とは言わない。）
- ・相手が名乗らなかった場合は、「失礼ですが、お名前をお伺いしてもよろしいでしょうか」と確かめる。

※取り次ぐ場合

- ・「担当の●●と代わりますので、お待ちください。」
- ・取り次ぐ際は、自分が聞いた内容を要領よくまとめて引き継ぐ。
- ・内容が要領を得なかったり判断できなかったりした場合は、相手の話を遮ることなく区切りがよいところで、しかるべき担当者に代わる。
「その件でしたら、担当の教頭（主任）と代わりますので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。」

※取次を受ける場合

- ・「お待たせしました。担当の●●です。」
- ・最初に電話を取った職員から、内容を引き継いだ場合は「**の件ですね」と切り出して相手が同じことを繰り返さなくてもよいように対応する。

※名指し人が電話中又は不在の場合

- ・お詫びとともに電話に出られない理由を簡単に説明する。
「申し訳ございません。●●は、ただ今別の電話に出ています。」
「●●は、ただ今授業中で、9時40分過ぎには戻ってまいります。」
「●●は、あいにく本日不在にしておりますが明日は出勤する予定です。」
- ・説明の後に相手の意向を聞く。
「折り返しこちらからお電話差し上げましょうか。」
「よろしければ伝言を承りましょうか。」
- ・自分の名前を名乗って責任の所在を明らかにしておく。
「△△の〇〇が承りました。」
- ・相手の連絡先や用件を確実にメモする。そのメモを、本人の机の上に置くとともに本人が戻ったときに電話があったことなどを伝える。

ウ ステップ3…用件の確認

- ・話の内容を注意深く聞き取り、メモを取る。
- ・内容を復唱して間違いがないようにする（日時、場所、名前、数量など）。

エ ステップ4…終わりの挨拶

- ・「今後ともよろしくお願いします。失礼いたします。」
- ・受話器は静かに置く。

③ 電話メモの取り方

次のア～カの内容をメモすることを心掛ける。効率的で漏れのないメモを残すようにする。

- ア 誰宛ての電話か（メモの宛名）
- イ 電話がかかってきた日時
- ウ 誰からの電話か（氏名の他に所属や職名なども）
- エ 用件
- オ どのような対応を求めているのか
- ・「電話をください。」（電話番号を確認しておく）
 - ・「また電話します。」
 - ・「電話があったことを伝えておいてください。」
- カ 電話を受けた人（自分の氏名）

(3) メールの書き方

① 件名

- ・相手に何についてのメールかが伝わるように具体的に書く。

② 宛名

- ・相手の学校（所属）名、職名、名前を書く。名前には敬称「様」を付ける。

③ 挨拶・名乗り

- ・「お世話になっております。」 「〇〇小学校の△△と申します。」

④ 用件

- ・簡潔で分かりやすく、丁寧な文章を心掛ける。

⑤ 結びの挨拶

- ・「今後ともよろしくお願いいたします。」

⑥ 署名

- ・学校（所属）名、職名、名前、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス

※送信する前に、送信先の間違いや相手の誤解を招く表現等がないかを見直す。

<参考文献>

「採用10年目までに学んでおきたい『学校マネジメント研修』テキスト」

(株)学習調査エデュフロンツ 浅野良一 他(2013)

「学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～（モデル・カリキュラム）」

(平成17年2月、文部科学省)

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」

(平成27年12月21日、中央教育審議会)

「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

(令和4年12月19日、中央教育審議会)

3 教育課程とは

(1) 教育課程とは

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

(2) 各学校の教育目標と教育課程の編成

学習指導要領においては、「教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。（略）」と示されている。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、児童生徒の姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

また、教育課程の編成・実施に当たっては、児童生徒が学校を卒業し社会に出た後も見通し、育成を目指す資質・能力を明らかにした上で、どのような指導を行うべきかという長期的な視点で行うことが重要である。平成28年答申においても、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえて、各学校・学年段階で学ぶ内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、教育課程の全体像を構築していくことが可能となる、とされている。また、学習指導要領では先の学校段階の学習指導要領等も踏まえ円滑に学校段階間の接続が図られるよう工夫することが示されている。

(3) 社会に開かれた教育課程

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。

そのため、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領は、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことが重要である。

<参考文献>

「小学校学習指導要領」「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「中学校学習指導要領」「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「高等学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領解説 総則編」

（平成30年7月、文部科学省）

「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」

（平成29年4月、文部科学省）

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」

（平成30年3月、文部科学省）

4 生き生きとした学級経営

(1) 学級経営の意義

学級は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、学校生活を送る上での基礎的な生活の場である。一人一人が当該学級集団に所属し、集団の一員として認められているという満足感や充実感、連帯感などをもち、互いに協力する中で自己有用感を高めることができる場でありたい。

学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童生徒、児童生徒同士のよりよい人間関係を形成しようとしたりすることが、中心的な内容である。学級担任が、学校の教育目標や学級の実態を踏まえて作成した学級経営案に沿って、必要な諸条件の整備を行い、学級経営を展開する。したがって学級担任は、児童生徒との強い信頼関係を基盤にした学級経営の充実に努めるとともに、教師と児童生徒、児童生徒同士の人間関係に配慮する必要がある。いじめや不登校、学級崩壊などの未然防止のためにも、学級経営の充実がより一層強く求められている。

(2) 学級づくり

学級の雰囲気は、所属する児童生徒に大きな影響を与える。これは、学級担任の学級に対する考え方、児童生徒の理解の仕方などによって大きく左右される。学級担任は、このことを強く認識した上で、自己の持ち味を生かしながら児童生徒を主体とした学級づくりに努めていくことが大切である。

① 学級経営案

学級経営案は、学校の教育目標を実現するため、児童生徒の学校生活を充実させ、指導の効果を上げるために学級担任が行う全ての教育活動、教育的配慮、条件整備などの具体的な計画案である。一般的には、次に挙げるア～エの視点で具体的に記述し、学級経営の改善や継続、発展に役立てていくものである。

ア 教育活動を、どのように編成し展開していくか。

イ 集団づくりや学級づくりを、どのように進めていくか。

ウ 教室環境を、どのように設計し整備していくか。

エ 保護者との連携を、どのように図っていくか。

② 学級目標

学級目標は、学級経営の指針であり、目指す児童生徒像を示すことである。また、学級担任と児童生徒が、1年間にわたって実現に向けて努力するめあてもある。設定に当たっては、学校の教育目標や学年の目標を受け、児童生徒の発達の段階や実態を考慮し、抽象的な「学級訓」にならないように留意する必要がある。

(3) 学級生活の充実

① 学級活動（ホームルーム活動）

学級活動（ホームルーム活動）は、より豊かで規律ある学級生活を送るために、様々な課題の解決方法を話し合い、合意形成を図って決まったことを協力して実践したり、話し合いを生かして意思決定したことを努力して実践したりする活動である。

② 朝の会・帰りの会（ショートホームルーム）

朝の会・帰りの会は、主に児童生徒の司会で進める短時間の活動である。これらの会が自主的に運営され、民主的なルールが確立されると、学級の雰囲気は明るく生き生きとしてくる。短い時間であるが、ねらいをもって工夫をすることで、大きな教育的効果が期待できる。単なる連絡事項を確認する時間にならないよう留意する必要がある。

③ 当番活動

当番活動は、日々の学級や学校生活を円滑に進めていくために、学級の児童生徒全員で分担したり、ローテーションを組んだりして行う活動である。代表的な活動として給食当番や掃除当番、日直などがある。当番活動は、望ましい勤労観・職業観を育て、公共の精神を養い、社会性の育成を図ることにつながる。

④ 係活動

係活動は、児童生徒が学級内の仕事を分担処理するために、自分たちで話し合っって係の組織をつくり、全員でいくつかの係に分かれて自主的に行う活動であり、児童生徒の力で学級生活を豊かにすることをねらいとしている。発達の段階に応じて、活動の内容を工夫することにより、学級文化の創造と活性化につながる。

⑤ 学級における集会活動

集会活動は、学級生活を一層楽しく充実・向上させるために、学級の全児童生徒が集まって行う活動である。めあてをもつ、主体的に考える、話し合う、工夫する、計画をまとめる、役割を分担する、助け合っって準備する、実施して楽しむなど、全ての過程が児童生徒の学習の場である。

⑥ 休み時間

休み時間は、日課表・時間割に示された学習時間の間に設けられた時間で、次の授業のための準備時間である。小学校では、5～10分間の休み時間を設けるほか、2時限後に20分間の休み時間を設けるなどの工夫が見られる。次の教室への移動や着替えを行うなど、授業を万全の状態で受けられるように準備することが大切である。また、友人と談笑したり、気持ちのリフレッシュをしたりする時間でもある。

⑦ 教室環境

児童生徒にとって教室は、学級の仲間と一緒に学習する場所であるとともに、学校において最も安心して過ごせる心身のよりどころとなる場所である。教室がどのように整備されているかによって、そこで学習し生活する児童生徒の情緒が左右されるため、清潔で潤いのある空間としての教室環境を整える工夫が必要である。

(4) 信頼関係づくり

① カウンセリングマインド

学級担任が児童生徒の心に寄り添い、温かい信頼関係を築いていくためには、カウンセリングマインドが不可欠である。児童生徒は学級担任の言動に注意を払い、信頼できるか否かを敏感に感じ取る。そして、保護者はその児童生徒を通して学級担任を理解することになる。学級担任には、児童生徒の声に誠実に耳を傾け、柔軟に理解しようとする姿勢が求められる。

② 学級（学年）通信

学級（学年）通信は、児童生徒・保護者・学級（学年）の三者をつなぐツールとなり、連携や協力を生み出す役割を果たす。児童生徒のよさや成長の様子を学級（学年）通信で紹介することは、学級担任が児童生徒や保護者に温かいメッセージを送る場となり、強い信頼関係を築くとともに、学級集団の育成に大きく寄与することにつながる。

③ 学級懇談会

学級懇談会は、学級担任と保護者、保護者同士が、お互いを理解し親睦を深めるために開かれる。学級担任が学級の運営方針や目標について話し、児童生徒の近況を紹介するだけでなく、様々な情報を共有したり、共に学び合ったりすることも考えられる。

(5) 学級事務

学級事務を行う時期は、年度当初、年度末、定期的、随時行うものなど多様であるが、適時に、迅速かつ的確に行うことが大切である。緊急性や軽重を考え、順序を決めて処理することが望ましい。

学級事務の例

- ・ 指導計画、学級経営案の作成
- ・ 成績処理や通知表、通信の作成
- ・ 出席簿、指導要録の作成
- ・ 教室環境の整備
- ・ 1人1台端末の管理 など

(6) 学級経営の評価

学級経営の評価は、学級経営を見直し、その特徴や課題を明らかにするとともに、具体的な改善の方向を知るために行う。したがって、学級集団や生活の目標に対する到達度を客観的に捉え、総合的に評価することが大切である。評価の観点、児童生徒の発達を評価する面と教師の教育活動を評価する面の二つに分けられる。

学級経営における評価の観点

児童生徒の発達の評価	教師の教育活動の評価
① 教師による評価 教師の記録（個人カードや補助簿などを用いた行動観察記録、家庭訪問や学級懇談などの記録） 児童生徒の記録（学級日誌、グループノート等） 各種テスト（Q－U調査、アセス検査等）などによる評価 ② 児童生徒の自己評価 学級目標や個人目標、学級への思いなどの観点に沿ったチェックリストや自由記述などによる評価 ③ 児童生徒の相互評価 「友達のよさ発見カード」などを基にした評価	① 担任の自己評価 学級経営案の項目に沿ったチェックリストや自由記述などによる評価 ② 他教師の評価 教科担任や管理職など他教師からの評価（助言や話し合い等） ③ 児童生徒の教師に対する評価 教師の指導態度や指導技術などの項目に沿って、具体的な評価の観点を教師が作成し、児童生徒が行う評価 ④ 保護者の教師に対する評価 面談や学校評価などから、保護者が行う評価

学級目標と個人目標について 児童生徒による自己評価の例			
○学級目標「明るく、仲よく、ねばり強くがんばる４の２！」			
明るく	1	先生や友だちと明るくあいさつができましたか。	
	2	学習時間に、自分の考えを積極的に発表することができましたか。	
仲よく	3	友だちと仲よくできましたか。	
	4	協力して、係活動や当番活動に取り組むことができましたか。	
ねばり強く	5	勉強で分からなかったところを先生や友だちに聞くなどして、分かるまでがんばることができましたか。	
	6	家庭学習を毎日がんばることができましたか。	
個人目標			
◎よくできた ○だいたいできた △あまりできなかった			

※ 学級目標に沿った評価の観点、学期ごとの変更も考えられる。

学級経営について 学級担任による自己評価の例		
学級経営の 基本姿勢	児童生徒との信頼関係を深めるよう取り組んでいますか。	
	一人一人のよさや可能性を把握し、児童生徒が存在感を感じることができる学級づくりに取り組んでいますか。	
	不登校やいじめなどへの対応の方針を明確にしていますか。	
	グループや学級では望ましい話し合い活動が進められるよう平等な人間関係を構築していますか。	
	係活動などの役割分担は、一人一人のよさが生かされるようにして決められていますか。	
内面の把握	児童生徒の心の動きを的確に把握しようとしていますか。	
	容姿の変化などを捉えて適切に指導していますか。	
	カウンセリングマインドで接していますか。	
児童生徒との 接し方	児童生徒への言葉掛け、共感的な触れ合いを心掛けていますか。	
	児童生徒との面談の場を計画的に設定していますか。	
	友人関係を把握していますか。	
	児童生徒をよく観察し、いじめや悩み、健康問題などの早期発見に努めていますか。	
他教師との 連携	児童生徒への指導が組織的な対応となるよう連携していますか。	
	養護教諭や学年主任、教科担任と連携していますか。	
家庭との 連携	遅刻や欠席の理由を正確に把握していますか。	
	家庭から協力を得られるよう工夫していますか。	
	提出物の期限を明示し、期限を守ることができるようにしていますか。	

5 楽しく、分かる・できる授業づくり

児童生徒の学校生活の大部分は授業で成り立っている。そして、授業や授業づくりは、教師にとって最も大事な役割の一つである。児童生徒一人一人が、授業を通して学ぶ意義や楽しさを味わい、学びを深めることができるよう、教師は教材研究や授業の準備をしっかりと行い、授業に臨む必要がある。

授業を構想する際は、児童生徒にどのような資質・能力を身に付けさせたいのかを明確にすることが大切である。また、教師主導の一方的な授業になったり、児童生徒に任せきりで授業のねらいが不明瞭な授業になったりしていないかに注意する。また、学習指導要領及び各教科等の学習指導要領解説を丁寧に読み、*小・中・高等学校の学びの連続性や系統性にも配慮した授業づくりを心掛けたい。

*特別支援学校等では、小・中・高等部

(1) 授業づくりのポイント

学習指導要領には、目標として育成を目指す資質・能力が示されている。

授業づくりでは、単元や題材など内容や時間のまとまりを通じて、児童生徒にどのような資質・能力が身に付くかという、学習のゴールを明確にすることが重要である。そして、身に付けさせたい力を育成するための学習過程になっているかや、「本時の目標」「学習活動」「評価」の関連が図られているかなどを、児童生徒の実態を踏まえて十分に検討し、1時間の授業を組み立てる。

秋田県総合教育センターでは、教職経験の浅い教師の日々の授業づくりや授業改善をサポートするために、次の資料を作成している。以下の資料は、ダウンロードして自己研修等に活用してもらえるよう、「美の国あきたネット」の当センターウェブサイト公開している。

●あきたのそちから  「あきたのそちから」をキーワードに、秋田の教師が年齢や校種の壁を越え、大切に育ててきた秋田スタンダードの「授業の基礎・基本」をまとめたもの。	●Akitaractive Eye  「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりのポイントをまとめたもの。
●資質・能力の活用・発揮  子どもが資質・能力を活用・発揮できる授業づくりに役立つアイデアをまとめたもの。	●個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業改善  「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実するとは、どういうことか。各教科の授業プラン例など、授業改善のヒントをまとめたもの。

(2) 学習指導案の基礎

学習指導案は各教科等の学習指導に当たって、単元や題材などのねらいや内容を示し、児童生徒がどのような学習活動をするのかなどを具体的に示すものである。

① 学習指導案はなぜ必要か

授業を効果的・効率的に進めるために構想し、計画したものが学習指導案である。

学習指導案作成は教師の自己啓発につながる。特に、採用間もない教師は、教師としての確実な一歩を踏み出すために、学習指導案作成の基礎を習得することが必要である。

また、学習指導案を書くことは授業力の向上につながる。「目標（ねらい）」「導入」「課題」など、教師にとって当たり前となっている一つ一つの言葉が指し示す意味を徹底的に吟味することで、教師の授業観・教科観が磨かれる。後で自分の成長や変化をたどることができるように、自分の書いた学習指導案はストックしておくといよい。

② 学習指導案の書式

学習指導案に決まった形式や正解、マニュアルなどはない。しかし、教師が創り上げてきた文化として、いくつかの決まり事があり、それに従って記載する部分がある。

一般的には、単元（題材）名、単元（題材）の目標、単元（題材）の設定理由（児童（生徒）観、指導観等）、指導計画（評価計画を含む）、本時の目標（ねらい）、本時の展開、その他の項目で構成される。本資料の24～25ページで紹介する記載例は、これらの全てを記した単元（題材）計画まで含んだ学習指導案である。また、校内外の研修や研究のテーマなどによっては、本時案のみの作成が求められることもある。

③ 整合性のある学習指導案作成に向けて

整合性のある指導案にするために、単元（題材）全体の目標と単元（題材）の評価規準、本時の目標（ねらい）と評価規準に矛盾がないか、単元（題材）と本時の整合性が図られているか、本時の目標（ねらい）と評価規準はそれぞれ単元（題材）の目標、評価規準から導かれているか、などに留意する。また、児童生徒の思考の流れや「主体的・対話的で深い学び」等の視点から学習指導案を見直し、改善していくことを大切にしたい。

1) 「本時の目標（ねらい）」と「学習活動」

本時の目標（ねらい）を、学習活動と混同してしまうことがある。例えば本時の目標（ねらい）を「〇〇について話し合う」とすると、話し合い活動をすることがねらいになってしまう。本時の目標（ねらい）は、その時間の学習を通じて児童生徒に身に付けさせたい力を示したものである。そして、学習活動は、本時の目標（ねらい）を達成するための手段でなければならない。

目標（ねらい）を設定する根拠は、根本的には学習指導要領にある。更にそれぞれの学校の教育目標、児童生徒の実態や学校・地域の諸事情も考慮し設定する。1時間の授業で新しく身に付く資質・能力は何か、授業前後の児童生徒の変容で考え、本時の目標（ねらい）を設定する。

2) 指導と学習評価

本時の目標（ねらい）が定まったら、それに迫るために最も効果的な指導方法・教材を選定する。そして、指導後には目標（ねらい）の達成状況を見取ることが必要である。本時の目標（ねらい）を達成するための学習活動がなかったり、本時の目標（ねらい）と学習評価が一致していなかったりしていないかを確認し、一貫性のある授業を目指すことが重要である。

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という視点で学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

学習評価の実施に当たっては、次の点に配慮する。

- ・児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。
- ・創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。

3) 評価規準とは

評価規準は、観点別学習状況の評価を的確に行うため、学習指導要領に示す目標がどの程度実現されたかを判断するよりどころである。「評価規準」という用語については、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の実現状況の評価を目指すという意味から用いられたものである。

各学校においては、「*内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえて、各学校の実態を考慮し、単元や題材の評価規準等、学習評価を行う際の評価規準を作成する。

*高等学校の職業教育を主とする専門学科において開設される各教科においては、「〔指導項目〕ごとの評価規準」

4) 観点別学習状況の評価

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析的に捉える評価のことである。児童生徒が、各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

■「知識・*技能」の評価

*高等学校の職業教育を主とする専門学科において開設される各教科においては「技術」

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価する。

■「思考・判断・表現」の評価

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をする中で、児童生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計するなどした上で、指導・評価することが求められる。

■「主体的に学習に取り組む態度」の評価

単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、①「知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面」と、②「①の粘り強い取組を行う中で自らの学習を調整しようとする側面」という二つの側面を評価することが求められる。

5) 評価計画の重要性

学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現されたかについて、評価規準に照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うことは、育成を目指す資質・能力を児童生徒に育むためには不可欠である。しかし、毎時間、児童生徒全員についての記録を取り、総括の資料とするために蓄積することは現実的ではない。いつ、どのような方法で、児童生徒について観点別学習状況の評価するための記録を取るのかについて検討し、適切に評価するための評価の計画を立てることが大切である。

(3) 学習指導案の記載例

※以下は一例であり、項目は各教科等で異なる場合がある。

第○学年○組 ○○科学習指導案														
○月○日 ○校時 指導者 ○○ ○○														
1 単元（題材）名 ○○○○○○○○○ …	・「単元」、「題材」 … 教科により異なる ・「題材」と示す教科 … 小・中学校の音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭 高等学校の芸術													
2 単元（題材）の目標 (1) ○○○○○○○○○○ （「知識及び *技能」に関する目標） (2) ○○○○○○○○○○ （「思考力、判断力、表現力等」に関する目標） (3) ○○○○○○○○○○ （「学びに向かう力、人間性等」に関する目標）	◇単元（題材）の目標は、(1)～(3) に分けて記述する場合と、まとめて一文で記述する場合がある。 ◇いずれの場合も、学習指導要領に示された各教科等の目標、単元（題材）で指導する項目、指導事項を基に作成する。													
3 児童生徒と単元（題材） ○○○○○○○○○ …	◇児童生徒と単元（題材）の関わりや、単元（題材）の構成や位置付け、指導の構想などを記す。 ◇「単元（題材）観」、「児童（生徒）観」、「指導観」などに分けて記載する場合もある。 「単元（題材）観」 … この単元（題材）を学習する意義、妥当性を記す。 学習指導要領を踏まえた系統性を示すとともに、なぜこの単元（題材）を学習するのかを明らかにする。 「児童（生徒）観」 … この単元（題材）の学習内容に対するレディネス（予備知識、興味・関心）や、教科全般に関する取り組み状況について記述する。 「指導観」 … 上記二つを踏まえ、どのようにして単元（題材）の目標を達成するか、という指導上の工夫などを記す。													
4 単元（題材）の評価規準														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 33%; text-align: center;">知識・*技能</td><td style="width: 33%; text-align: center;">思考・判断・表現</td><td style="width: 33%; text-align: center;">主体的に学習に取り組む態度</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○○○○○○○○○ …</td><td style="text-align: center;">○○○○○○○○○ …</td><td style="text-align: center;">○○○○○○○○○ …</td></tr></table>		知識・*技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	○○○○○○○○○ …	○○○○○○○○○ …	○○○○○○○○○ …							
知識・*技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度												
○○○○○○○○○ …	○○○○○○○○○ …	○○○○○○○○○ …												
◇評価規準を作成する際の手順は、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所 令和2年3月、令和3年8月）を参考にする。														
5 指導と評価の計画（○時間）（例）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><th rowspan="2">時間</th><th rowspan="2">ねらい・学習活動</th><th colspan="3">評価規準・評価方法</th></tr><tr><th>知識・*技能</th><th>思考・判断・表現</th><th>主体的に学習に取り組む態度</th></tr><tr><td></td><td></td><td>①… ②…</td><td>①… ②…</td><td>①… ②…</td></tr></table>		時間	ねらい・学習活動	評価規準・評価方法			知識・*技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度			①… ②…	①… ②…	①… ②…
時間	ねらい・学習活動			評価規準・評価方法										
		知識・*技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度										
		①… ②…	①… ②…	①… ②…										
◇単元（題材）全体の指導と評価の計画として、時間配当や本時の位置付けを明示する。 ◇目標に即した具体的な評価規準や評価方法などを児童生徒の姿を想定して設定する。														

*高等学校の職業教育を主とする専門学科において開設される各教科では「技術」

6 本時の計画

ねらいを達成するための授業展開計画を示す。

(1) 本時の目標（ねらい）

○○○○○○○○○ …

◇どのような学習活動を通して、どのような資質・能力を育成するのかなどを、簡潔に記述する。

(2) 学習活動と評価

- ◇学習活動と対応させて、支援を要すると判断した児童生徒への働き掛けや支援の手立てなど、留意すべきことを具体的に記述する。
※教師の板書計画や備忘録ではない。留意点に絞って記載する。
- ◇「努力を要する状況」と判断した児童生徒への支援を具体的に記述する。
(例)
 - ・生徒が課題を把握したり、学習の流れを確認したりしやすくなるよう、電子黒板を併用して、資料を提示する。
 - ・話し合いがスムーズに進められるように全体場で協議の視点を示す。

段階 (分)	学習活動	指導上の留意点	評価場面・評価方法
導入	1 ○○○… □児童生徒の疑問や 気付きから、学習 課題（問題）を設 定する学習活動 など。	◇どのような学習をするのかを児童生徒 の立場で記述する。 ◇学習形態（一斉、個別、グループ）を 示すこともある。 ※理解させる内容などを羅列する場では ない。 ※「1 …」のように数字で示すと1時間 の学習活動が多くなり過ぎていないか を確認することができる。	◇単元（題材）の評価規準を基 に記す。 ◇本時の目標（ねらい）との整 合性を図り、どの段階で評価 を行うかを考えて示す。 ◇1時間の評価の観点は一つか 二つとする。 ※指導と評価の計画に基づき、 何を評価するのかを明確に して評価場面を設定すれば、 1時間の評価の回数も適切 なものになる。 ◇「観察」「ノート」「レポート」 などの評価方法を記述する。
展開	2 ○○○… ◇学習課題や主発問を強調し提示する場合は、枠で囲っ て示す。 例) ○○はなぜ▲なのだろうか。		
まとめ	□学習課題（問題） を解決する学習活 動など。 □本時の学習課題 （問題）に対する答 えをまとめたり、 本時の学習の振り 返りを行ったりす るなど。		(例) ■評価方法 ワークシート(1枚ポートフォ リオ) 思考・判断・表現 ※「教師の指導・支援」とする こともある。 ※単元（題材）の指導と評価の 計画に対応させて番号を付け ると分かりやすい。

※ 導入、展開、まとめの代わりに独自の学習段階を示したり、「資料・機器」の欄を設定したりすることもある。

<参考文献>

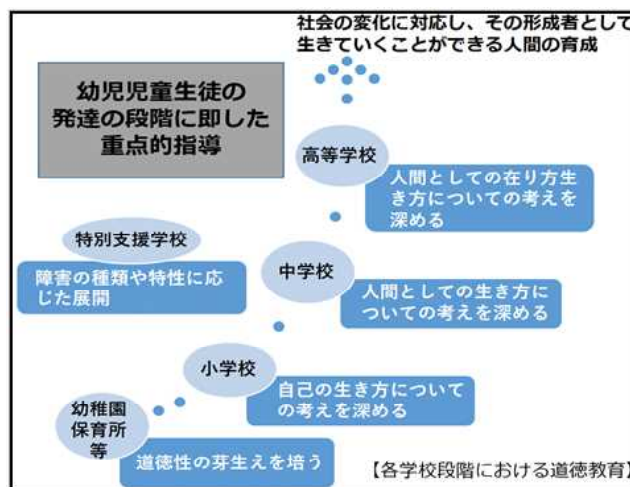
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校/中学校/高等学校）」
（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）
「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編、高等学校編）」
（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）

6 他者と共によりよく生きる力を育てる道徳教育

(1) 教育活動全体を通じて行う道徳教育

道徳教育は、自己の生き方や人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをねらいとした教育活動である。社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で、道徳教育は重要な役割をもっている。

道徳教育を推進するためには、全教職員が目指す児童生徒像を共通理解した上で、学校の教育活動全体を通じて行うことが必要である。



(2) 道徳教育の全体計画、道徳科の指導計画

学校では、校長が道徳教育の方針を明確に示し、全教職員が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育推進教師等を中心として、「道徳教育の全体計画」と、それに基づく「特別の教科 道徳（以下、道徳科）の年間指導計画」を作成する必要がある。また、全体計画を各学年や各学級で推進するための指針として「学級における指導計画」を作成することが望ましい。

① 道徳教育の全体計画

学校における全教育活動との関連の下に、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、学習指導要領に示されている内容項目^{*}との関連を踏まえ、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期、並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すなど、具体的に機能的な計画とすることが求められている。

内容項目^{*}…人間として他者と共によりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で表現したもの

② 道徳科の年間指導計画

道徳教育の全体計画に基づき、各教科、特別活動等における道徳教育との関連を図りながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫する。

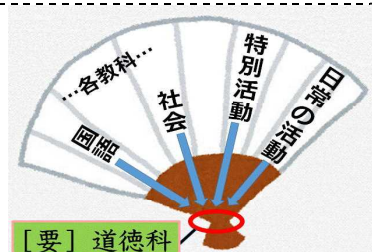
③ 学年・学級における計画的な指導

全体計画に基づいて、学年・学級の指導方針の下に学級における指導をどのように行うのか計画し、見通しをもって指導に当たることが大切である。

(3) 道徳教育の「^{かなめ}要」となる道徳科

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。道徳科が道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。

道徳科は、道徳教育の要所を押さえて中心で留める、扇の「要」のような役割を担っていると言える。よって、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育において取り扱う機会が不十分な内容項目を補い（補充）、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導を深め（深化）、内容項目の相互の関係を捉え直したり発展させたり（統合）することが重要である。



【道徳科の目標】

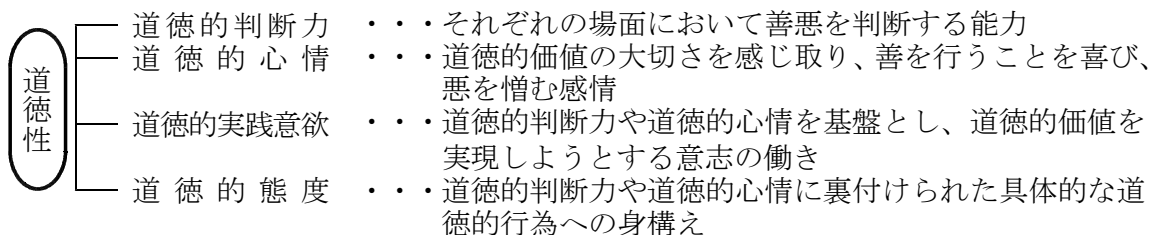
……道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ※（ ）は中学校

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月、文部科学省）

「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月、文部科学省）

※下線は本書で追加

◇道徳性を構成する諸様相（内面的資質）



(4) 道徳科の指導の基本方針

道徳科においては、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのため、次のような基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

① 道徳科の特質を理解する

内面的資質としての道徳性を養う時間であることを踏まえ、授業を工夫する。

② 教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を基盤に置く

考えや感じ方を伸び伸びと表現し合える雰囲気を日常の学級経営の中で醸成する。

③ 児童生徒の自覚を促す指導方法を工夫する

道徳的価値を自分との関わりにおいて捉えることができるようにする。

④ 児童生徒の発達や個に応じた指導を工夫する

一人一人の考え方や感じ方を大切に授業の展開を工夫する。

⑤ 多様な指導方法の工夫をする

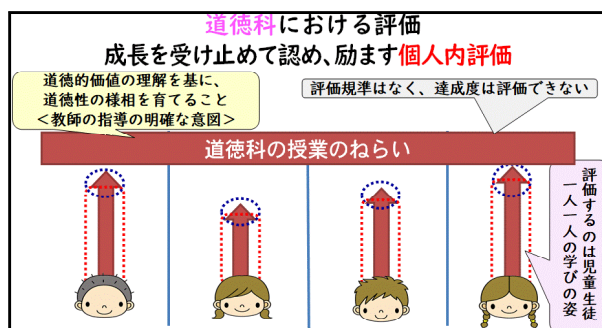
指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習、他教科等との関連を生かした授業など、効果的な指導方法を適切に取り入れる。

⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力しながら取組を進めていく。

(5) 道徳性の理解と道徳科における評価

道徳性とは内面的資質であり、道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではない。しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科においては、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かしていく必要がある（数値などによる評価は行わない）。道徳科の評価に当たっては、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の成長を促すことに留意する。指導者には、自らの指導を評価し、改善に努めることが求められる。道徳科の目標に掲げられた学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で見取ることが重要である。



7 主体的な児童生徒を育てる特別活動

(1) 特別活動の構成

校 種	内 容 構 成			
小学校	学級活動	児童会活動	クラブ活動	学校行事
中学校	学級活動	生徒会活動		学校行事
高等学校	ホームルーム活動	生徒会活動		学校行事

(2) 各活動、学校行事の内容

	小学校 学習指導要領（平成29年3月）	中学校 学習指導要領（平成29年3月）	高等学校 学習指導要領（平成30年3月）
学級活動 ホームルーム活動	(1) 学級（ホームルーム）や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現		
児童会活動 生徒会活動	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	
クラブ活動	(1) クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表		
学校行事	(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 遠足・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事	(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 旅行・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事	

※特別支援学校では、特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校、中学校、高等学校に準ずるほか、次の三つの事項に十分配慮する必要がある。

- ① 学級活動における集団の構成に当たっての配慮
- ② 「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮
- ③ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮

(3) 特別活動における「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の視点

特別活動において育成を目指す資質・能力や、それらを育成するための学習過程の在り方は、次の三つの視点で整理されている。

① 「人間関係形成」

集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点。

② 「社会参画」

よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点。

③ 「自己実現」

「自己実現」は、一般的には様々な意味で用いられるが、特別活動においては、集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとするという視点。

(4) 学級活動（ホームルーム活動）

学級活動（ホームルーム活動）は他の特別活動の内容の基盤としての性格をもつ大切な時間である。学級活動（ホームルーム活動）に充てる標準授業時数は年間35単位時間であり、少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施するものとされている。

① 学級活動（ホームルーム活動）の授業を行う前に確認しておくもの

- ・特別活動の全体計画
- ・学級活動（ホームルーム活動）の内容（学習指導要領解説）
- ・各学校、各学級の学級活動（ホームルーム活動）の年間指導計画

② 学習過程の例（小学校）

	(1) 学級や学校における生活づくりへの参画	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
事前の活動	問題の発見・確認 ・教師の適切な指導の下に、児童が諸問題を発見し、提案をする 議題の決定 ・目標を達成したり、問題を解決したりするために、全員で話し合うべき「議題」を決める 話し合い計画の作成 ・話し合うこと、決まっていることなど、学級会の活動計画を作成する（教師は指導計画） 問題意識を高める ・話し合うことについて考えたり、情報収集したりして、自分の考えをまとめるなど問題意識を高める	題材の確認 ・年間指導計画により、個々の児童が共通に解決すべき問題として「題材」を設定する 共通の課題の設定 ・個々の児童が解決すべき共通の課題として内容を決めて児童に伝え、問題意識の共有化を図る 指導計画の作成 ・本時の指導計画や資料を作成する 問題意識を高める ・授業において取り上げる課題について自分の現状について考えたり、学級の現状を調べたりして問題意識を高める
本時の活動	↓ 集団討議による合意形成 提案理由の理解 ・提案理由に書かれた課題の解決に向けて話し合うため、内容を理解しておく 解決方法等の話し合い ・一人一人が多様な考えを発表し、意見の違いや共通点をはっきりさせながら話し合う 合意形成 ・少数の意見も大切にしながら、学級全体の合意形成を図る	↓ 集団思考を生かした個々の意思決定 課題の把握 ・アンケートや調査結果を活用し、自分自身の課題として捉えられるようにする 解決方法等の話し合い ・みんなで話し合い、協力して個々の意思決定へと向かっていけるようにする 個人目標の意思決定 ・強い意志をもって、個に応じた具体的な実践方法やめあてを決める
事後の活動	決めたことの実践 ・合意形成したことをもとに、役割を分担し、全員で協力して、目標の実現を目指す 振り返り ・活動の成果や過程について振り返り、評価する ↓ 次の課題解決へ	決めたことの実践 ・意思決定したことをもとに、個人として努力し、目標の実現を目指す 振り返り ・努力の成果や過程について振り返り、評価する ↓ 次の課題解決へ

(5) 特別活動におけるＩＣＴ活用

学習の一層の充実を図るための有用な道具としてＩＣＴを位置付け、活用する場面を適切に選択し、教師の丁寧な指導の下で効果的に活用する。本時の活動においては「児童生徒同士の話し合い」を大切にする。

(6) 参考にしたい資料

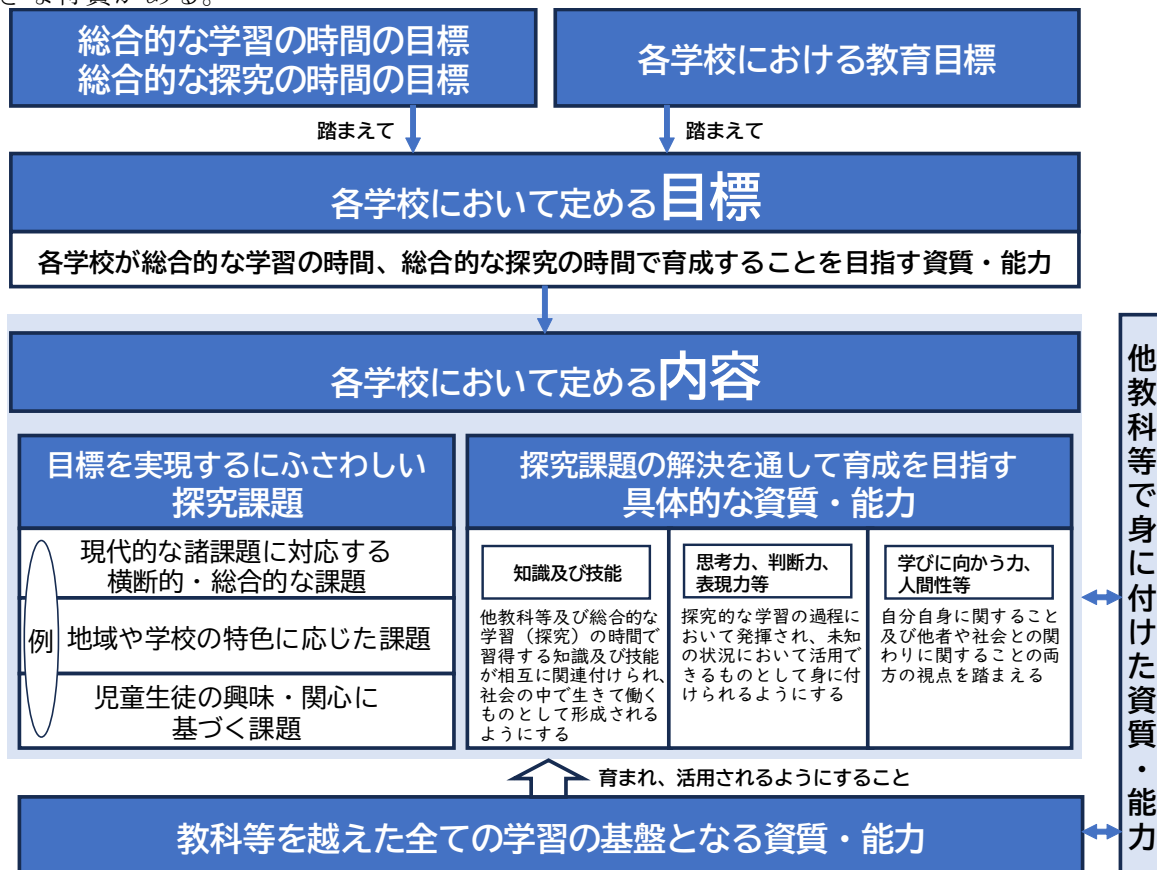
- ・小学校特別活動映像資料
- ・特別活動指導資料
- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」
- 「学校文化を創る特別活動(中学校・高等学校編)」

※上記の資料は国立教育政策研究所のウェブサイトからダウンロードできる。

8 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の充実

(1) 各学校で定める目標及び内容のポイント

各学校は、学習指導要領に示された総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の目標を踏まえて、各学校において定める目標や内容を適切に設定し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。ここに総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の大きな特質がある。



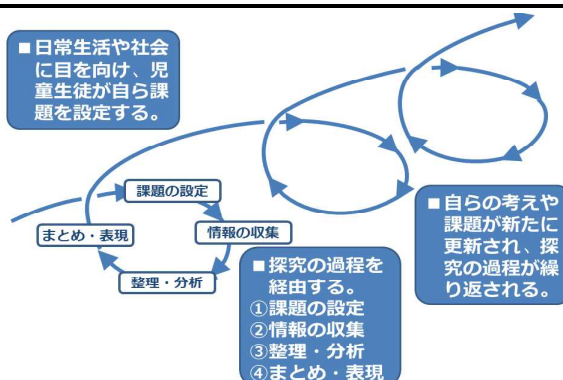
(2) 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の学習指導のポイント

○ポイント1 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が次のようになることが重要である。

- ①【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。
- ②【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

探究の過程は、いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することもあるし、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もある。右の図は、およその流れのイメージであるが、このイメージを教師がもつことによって探究的な学習を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながる。また、この探究の過程は何度も繰り返され、高まっていく。



【探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

○ポイント2 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

総合的な学習の時間、総合的な探究の時間においては、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動が重要である。それは、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながるからである。また、協働的に学ぶことにより、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

＜協働的に学ぶことの意義＞

- ◆多様な情報の収集に触れること
- ◆異なる視点から検討ができること
- ◆相手意識を生み出したり、学習活動のパートナーとしての仲間意識を生み出したりすること

○ポイント3 言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を行うこと

思考力、判断力、表現力等の育成を図る上で、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりする学習活動を、探究的な学習活動の過程に適切に位置付けることが大切である。

これらの学習活動においては、「考えるための技法」が活用されるようにする。「考えるための技法」とは、考える際に必要となる情報の処理方法を、「比較する」「分類する」など、技法のように具体的に使えるようにするもので、実際の問題解決の文脈で意識的に活用できるようにすることにより学習活動の質が高まっていく。

○ポイント4 各教科等との関連を十分に図ること

各教科等で身に付けた資質・能力を総合的な学習の時間、総合的な探究の時間において活用・発揮することにより、学習活動は深まりを見せ、大きな成果を上げることになる。一方、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を各教科等で生かしていくことで学習を動機付けたり推進したりすることも考えられる。総合的な学習の時間、総合的な探究の時間と各教科等との関連を意識した学習活動を工夫することが大切である。

(3) 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間において配慮すること

- ① 実施に当たっては、全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、評価の計画などを明らかにしたものとなるよう、全体計画及び年間指導計画を作成する。その際、児童生徒の学習履歴の把握を十分に行い、計画立案に生かす。
- ② 地域の教育資源などを積極的に活用するとともに、育成を目指す資質・能力について地域の人と共有し、必要な協力を求める。また、学校図書館の資料や情報通信ネットワークの整備、多様な学習活動が展開できるスペースの確保などに努める。
- ③ 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の目標等を踏まえた適切な学習活動を行うことが重要である。補充学習のような特定の教科の知識や技能の習得を図る学習活動や、文化的行事や健康安全・体育的行事の準備などと混同された学習活動は、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間としてふさわしくない。

＜参考文献＞

「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」(平成29年7月、文部科学省)

「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」(平成29年7月、文部科学省)

「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編」(平成30年7月、文部科学省)

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編/中学校編)」

(令和3年3月/令和4年3月、文部科学省)

「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」(令和5年3月、文部科学省)

『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 総合的な学習の時間』

(令和2年3月、国立教育政策研究所)

『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 中学校 総合的な学習の時間』

(令和2年7月、国立教育政策研究所)

『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校 総合的な探究の時間』

(令和3年8月、国立教育政策研究所)

9 子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

特別支援教育は、発達障害を含め、障害により特別な支援を必要とする全ての子どもを対象としており、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害があると診断を受けた子どものみならず、特別な教育的支援を必要とする子どもが全ての園・学校に在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

障害のある子どもへの「合理的配慮」の提供は、全ての学校に義務付けられている。

「合理的配慮」は、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。本人・保護者と可能な限り合意形成を図りながら検討され、子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて個別に決定し、提供される。

(2) 一貫した支援や適切な指導に向けた、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」は、障害のある子どもなど一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うためのものである。

学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については全員分の作成・活用が規定されている。通常の学級に在籍し、学習・生活上特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒についても作成・活用に努めるよう示されている。「合理的配慮」についても「個別の教育支援計画」に明記し、指導や引継ぎ等に活用していくことが重要である。

個別の教育支援計画とは？

関係者が、共通の支援目標のもとに、それぞれの立場から具体的な支援内容を確認し合う計画
(連携のためのツール)

タテとヨコの視点

タテ：就学前から卒業後までの一貫した指導・支援を目指す

ヨコ：子どもに関わる校内外の関係者がつながる(子どもの生活全般を網羅)

個別の指導計画とは？

子ども一人一人の実態と課題を明らかにし、具体的にどう指導・支援していくかを示した計画
(指導のためのツール)

○1年をめどとした長期目標

○学期内の達成を目指す短期目標

具体的な指導内容や方法を明らかにする

目標の設定は「段階的」で「具体的」に
(評価がしやすくなる)

(3) 気付きから理解、支援へ

特別な教育的支援は、教職員が子どもとの関わりを通して、子どものつまずきや困難な状況に気付くことから始まる。子ども一人一人の障害の状態や特性、発達の段階等について詳しく実態を把握し、その情報を教職員間で共有することで、学校全体での支援につなげていくことが大切である。

学級担任等が日常の指導・支援の中で気付く例

○子どもの困っている状況からの気付き	・いつもみんなから行動が遅れる ・練習しても音読が上達しない ・書字に必要以上に時間が掛かる ・枠から文字がはみ出る
○指導上の困難からの気付き	・授業中に集中力が持続せず立ち歩いたり、思い付くまま関係のない話題を話したりする ・注意されるとすぐ怒り出す、泣き叫ぶなどの興奮状態になる
○保護者相談での気付き	・家庭学習に取り組ませることに苦労する ・整理整頓や学習の準備が一人できない

※「SEN児童生徒チェックリスト」を用いて、つまずきの手掛かりを得ることもできます(当センターウェブサイトからダウンロードできます)。

(4) 学習上の困難さの理解と授業実践

授業においては、全ての子どもが学習活動に参加している実感や達成感をもちながら充実した時間を過ごすことが重要である。そのためには子どもの学びの多様性に配慮して授業改善を図るなどの「指導の工夫」が大切になる。

小学校、中学校及び高等学校学習指導要領では、総則のほか、各教科等においても、障害のある児童生徒などが学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことが規定されており、各教科等の解説には、学びの過程において考えられる困難さに対する配慮の具体例が示されている。そのような例を参考にしたり、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたりするなどして、全ての子どもの参加と理解を促進することが求められる。

全ての子どもが「参加」できるような指導の工夫	全ての子どもが「理解」できるような指導の工夫
・ 学級内の理解促進：間違っただけや分からないことを受容し、認め合う関係づくり ・ ルールの明確化：発言や聞く態度、ノートや書き方等のルールの明確化と共有 ・ 刺激量の調整：光や音、室温等への配慮、学習のねらいや活動に応じた教材の提示 ・ 場の構造化：整理整頓、活動や動線を考慮した教材の配置 ・ 時間の構造化：活動の順番や所要時間、終了時刻や目安時間の事前提示	・ 焦点化：学習のねらいの焦点化 ・ 展開の構造化：焦点化した学習のねらいを達成するための手立ての吟味 ・ スモールステップ化：課題達成のための「踏み台」づくり（子どもの実態に応じて活用） ・ 視覚化：絵や図、具体物、表、グラフ等の活用や、思考の過程をたどることができる板書 ・ 動作化・作業化：話す、書く、操作する、作る等の活動をバランスよく設定 ・ 共有化：話し合う、教え合う、協力し合う場面の設定

(5) 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動する交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。どちらの子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。



< 参考文献 >

- 「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月、文部科学省）
「高等学校学習指導要領解説 総則編」（平成 30 年 7 月、文部科学省）
「交流及び共同学習ガイド」（平成 31 年 3 月、文部科学省）
「交流及び共同学習にかかるガイド～共に育ち 共に学ぶ～（改訂版）」（令和 7 年 3 月、秋田県教育委員会）
「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）」（令和 6 年 3 月、秋田県教育委員会）

10 心の通う生徒指導

(1) 生徒指導とは

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる大人へと育つように、その成長・発達を促したり支えたりする教育活動のことである。すなわち、学校生活の中で児童生徒自らが、社会的資質を伸ばすとともに更なる社会的能力を獲得していくこと、そして、それらの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になることを願って、児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する働き掛けのことである。

こうしたことから、本県では実践的指導力習得期における教師に期待される資質能力の一つとして、次に示す生徒指導力を挙げ、研修の充実に努めている。

生徒指導力(第1ステージ：初任～3年目)

- ①児童生徒の内面の理解と個々の問題に対する組織の一員としての対応
- ②学級づくりにおける基本的な生活習慣の確立のための指導
- ③家庭との連携を生かした生徒指導の推進
- ④特別な支援を必要とする児童生徒の特性等の理解・実践と、家庭との連携

秋田県教職キャリア指標（平成30年3月策定、令和5年3月一部改訂、秋田県教育委員会）

(2) 生徒指導の実践

① 全教育活動の中で行うこと

生徒指導の目的は、児童生徒が自ら個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、社会的資質・能力を獲得し、自己実現を果たすべく自己の幸福と社会の発展を追求するのを支えることである。学校の教育活動全体を通じ、自己選択や自己決定の場を与え、その過程において、教師が深い児童生徒理解を基にした適切な指導や援助を行い、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けられるようにすることが大切である。

ア 児童生徒理解を深める

児童生徒理解を深めるためには、児童生徒の様子をよく観察したり、児童生徒の声によく耳を傾けたりする必要がある。例えば、毎朝児童生徒一人一人と挨拶を交わしながら表情や服装などを観察したり雑談をしたりする中で、心の距離を縮めることができる。必要に応じて教育相談を行うが、その際には指導やアドバイスから始めるのではなく、まずは児童生徒の話を十分に聞くことが大切である。また、児童生徒と話をする際には、非言語メッセージにも注意したい。言葉だけではなく、「視線」「表情」「ジェスチャー」「声の質や大きさ」「言葉遣い」「服装や身だしなみ」が与える影響にも十分留意する。

イ 信頼関係を育てる

信頼関係を育てるためには、教師の一方的な指導ではなく、児童生徒を一人の人間として尊重して共感的に理解することや共に努力する姿勢で関わりを深めること

が大切である。教師と児童生徒との間に、温かい信頼関係があるとき、児童生徒は安心して「ありのままの自分」でいられる。そして、悩みや困ったことがあったとき、教師に心を開いて相談することができるだろう。そのためには、児童生徒のふだんの行いや学習成績等に捉われないで、ありのままの児童生徒を受け入れ、好意的、積極的に関わる態度が必要である。

ウ 肯定的な自己イメージを育てる

児童生徒が自分自身に対して「自分はだめだ」「何をやってもできない」などという否定的な自己イメージをもっていると、意欲を失い心のエネルギーが奪われ、大きなストレスを抱えることになる。児童生徒一人一人の長所を発見し、認めることによって、「自分はできる」「人から必要とされている」などという肯定的な自己イメージを育てることが大切である。

エ 行動を励まし、勇気づける

児童生徒の行動を励まし、勇気づける言葉掛けや関わりを心掛ける。勇気は、困難を克服する活力である。励まし、勇気づけることで、児童生徒は困難に出会っても尻込みせず、進んでチャレンジする意欲が引き出される。

オ 安全・安心な風土の学級（ホームルーム）をつくる

学級担任はもちろん、教科担任においても、児童生徒一人一人が個性的な存在として尊重され、安心して学校生活が送れるような風土を児童生徒自らがつくり上げるように働き掛けていくことが大切である。そうした風土の中で、初めて学習への意欲が引き出され、また児童生徒同士の共感的な人間関係が育まれる。

全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、全教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものが、発達支持的生徒指導である。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働き掛けが大切になる。

指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団を作ることが大切です。そのために、教職員には、一人一人の児童生徒が

- ①安心して生活できる
- ②個性を発揮できる
- ③自己決定の機会を持てる
- ④集団に貢献できる役割を持てる
- ⑤達成感・成就感を持つことができる
- ⑥集団での存在感を実感できる
- ⑦他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
- ⑧自己肯定感・自己有用感を培うことができる
- ⑨自己実現の喜びを味わうことができる

ことを基盤とした集団づくりを行うように工夫することが求められます。

生徒指導提要（令和4年12月、文部科学省）

② 教科指導の中で行うこと

教科指導においても生徒指導の機能を生かすことは、もちろん大切なことである。教科指導の中で生徒指導を充実させることは、生徒指導上の課題を解決するにとどまらず、児童生徒一人一人の学力向上にもつながる。

ア 楽しく、分かる・できる授業の実現を心掛ける

授業に対する教師の熱意は必要であるが、それだけで教えようとしても、児童生徒の心には伝わらない。学習内容が児童生徒の興味や関心、実態に即しているかを検討し、適切な教材を準備したり授業展開を工夫したりして、楽しく、分かる・できる授業を実現することが大切である。そうすることで、楽しく学べたという満足感や分かった、できたという充実感が生まれ、授業への意欲も引き出される。

イ 自己肯定感や他者への共感的な気持ちを育てる

授業の中では、児童生徒とのコミュニケーションを多くし「対話のある授業」を心掛ける。「その時、その場で、その子にふさわしい内容」の言葉掛けによって、児童生徒は他者に認められているという自己肯定感をもつことができる。

こうした教師の姿勢が児童生徒に伝わり、自分の意見を自由に発表しようとする意欲や、他者の考えを理解し受け入れようとする共感的な気持ちが育つ。

ウ 自己決定の場を設定する

授業を組み立てるとき、話し合い活動の中で考えを整理し、検討できる時間を確保して「自分で考え、決め、実行する」場面を設定する。そのことで、主体的に参加しているという気持ちが育ち、児童生徒の自主性や社会的な適応能力を育成することにつながる。

エ 意欲を引き出す評価を心掛ける

日頃の児童生徒との関わりの中で、「よいところや進歩の状況を積極的に評価する」という意図的な評価が大切である。言葉掛けをしたり、学習カードや生活ノート等にコメントを添えたりすることで、児童生徒は自分の努力が分かってもらえたという気持ちになり、意欲が引き出される。

オ 規律ある授業で学習効果を高める

授業におけるルールの確立や学習環境の整備は、学習効果を高める上で重要である。児童生徒に、授業に入る前に机の整頓などの学習の場を整える習慣や、教科書や学習ノートの準備、着席などの授業に臨む心構えを身に付けさせる必要がある。これらは「学習が成立しない状態」になることを、未然に防ぐ基本である。

③ いじめ等の問題行動や不登校への対応

問題行動・不登校等諸課題を抱える児童生徒は、各段階で発達の課題を十分に達成してきていない場合があるので、その課題を達成させ、人格の形成を支援することが必要である。そのためには教育相談的な関わりを通して内面の成長を図るとともに、課題を克服するよい機会であるという認識の下、指導に当たることが大切である。

ア 早期発見に努める

いじめ等の問題行動や不登校には、児童生徒の「心の内面の表現」や、「援助を

求める信号」という一面もある。こうした児童生徒の出す様々なサインを見逃すことなく、キャッチしていくことが大切である。日頃の観察やさりげない言葉掛け、教職員間の情報交換などを通して、問題行動等の早期発見に努め、顕在化する前に対応することが大切である。

イ 児童生徒の訴えをじっくりと聴く

児童生徒の出すサインに気付いたら、まずはその訴えをじっくりと聴くことが大切である。児童生徒の抱えている問題や悩みを受容することで情緒の安定が図られる。

ウ チームで対応する

いじめ等の問題行動や不登校は、学級（ホームルーム）担任が一人で抱え込んだ場合にはかえって問題を深刻化させることにつながる。そのため、他の教師（学年主任、生徒指導主事、養護教諭等）と情報を共有し、早期に管理職やスクールカウンセラーを含めたチームで対応することが大切である。

エ 解決に向けて一緒に考える

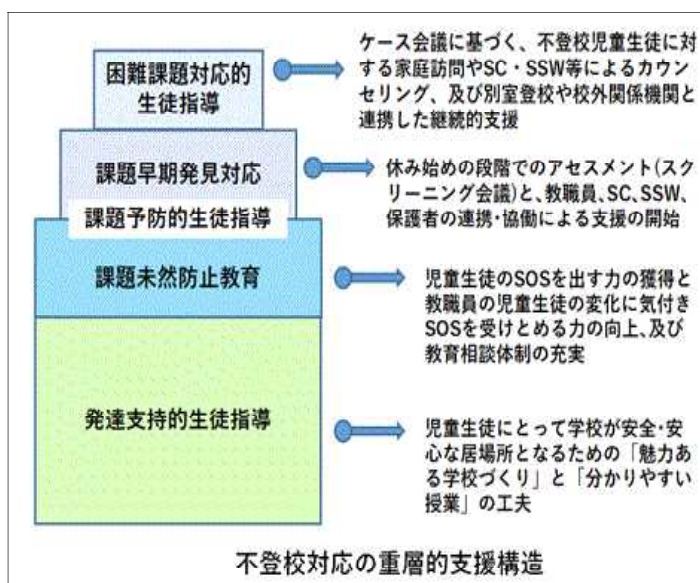
問題や悩みの解決に向けてスモールステップ（少し頑張れば達成できそうなことを目標として導く方法）でできることを一緒に考える。その過程で、行動が自分や他人に対して及ぼす影響について考えるよう促し、行動の改善に向けて援助する。

オ 家庭や関係機関との連携を図る

問題が起こってからではなく、日頃から保護者や関係機関とは、連絡を取り合っていることが望ましい。児童生徒を指導する際には、保護者の考えや要望をしっかりと聴いた上で指導に当たる。必要に応じて、関係機関からの助言を得たり、一緒に関わってもらったりするなどの連携を図る。

留意点1 初期対応（発見）	
【直接発見（その場での対応）】 (1) 判断や調査より、まずその行為を制止する (2) 被害児童生徒への対応：保護する □ 児童生徒の体面を保つ配慮 □ 感情が落ち着くようにサポート □ 周囲に人が居る現場では、何が起きたかを尋ねない (3) 加害児童生徒への対応：冷静に指導する □ いじめに当たる行為であることを伝える □ その行為がなぜいけないのか知らせる (4) 周囲の児童生徒への対応：「観衆」「傍観者」としての指導 □ 止めようとしていなかったとしても叱らない □ 何かその場でできる手助けを提案する (5) 知らせてくれた児童生徒への対応：協力的な姿勢を養育する 【アンケート】 (1) アンケートの集め方への配慮 → 教員が回収し、無記名でも記載した人が分かる工夫など 【情報提供】 (1) 児童生徒からの情報の取り扱いには慎重にする □ 通報者を守る (2) 保護者の情報提供は傾聴を心掛け、受け止める □ 気付かなかったことへの謝罪 □ 情報提供への感謝 □ 具体的な取組（方針）の提示 (3) 教員として、以下の点に留意して対応する □ 事実を伝える □ 感想や推測を話さない □ 情報が必要しも正確とは限らないことを意識する	直接発見した際のポイント 冷静かつ速やかに制止する 一人で即判断しない 自分だけで解決しようとしていない 情報提供を受けた際のポイント 通報者を守る （情報の保管と活用） 保護者など外部の情報提供者には傾聴を心掛ける
焦らず、慌てず、誠意をもって、確実な対応を心掛ける	

いじめ対応の手順（秋田県総合教育センター）



生徒指導提要（令和4年12月、文部科学省）

11 キャリア教育の充実

(1) キャリア教育とは

一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、

キャリア発達を促す教育

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア発達

	小学校 特別支援学校小学部	中学校 特別支援学校中学部	高等学校 特別支援学校高等部	
就 学 前	進路の探索・選択にかか る基盤形成の時期 - 自己及び他者への積極的 関心の形成・発展 - 身のまわりの仕事や環境 への関心・意欲の向上 - 夢や希望、憧れる自己の イメージの獲得 - 勤労を重んじ目標に向か って努力する態度の形成	現実的探索と 暫定的選択の時期 - 肯定的自己理解と自己 有用感の獲得 - 興味・関心等に基づく 勤労観・職業観の形成 - 進路計画の立案と暫定 的選択 - 生き方や進路に関する 現実的探索	現実的探索・試行と 社会的移行準備の時期 - 自己理解の深化と自己 受容 - 選択基準としての勤労 観・職業観の確立 - 将来設計の立案と社会 的移行の準備 - 進路の現実吟味と試行 的参加	大学・専門 学校・社会 人



小・中学校学習指導要領（平成29年3月）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示された。キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）を要としながら、各教科や道徳科における学習、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）や学校行事、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、**学校の教育活動全体を通じて**必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

(2) キャリア教育で育成すべき力 = **基礎的・汎用的能力**

○人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協

力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

○自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

○課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

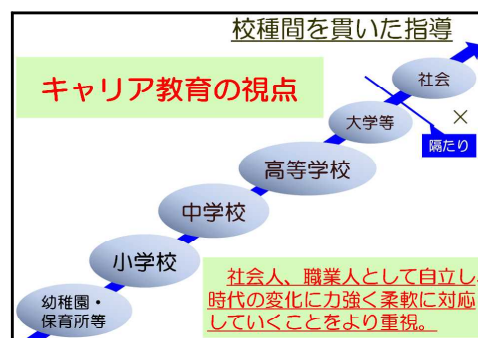
○キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

(3) キャリア教育充実のポイント

○学年間・校種間を貫き、キャリア発達を共有するタテのつながり

- ・他学年や他校種の活動について、円滑な情報連携や接続を図り、相互に理解を深める。
- ・発達の段階に応じた系統性のある指導計画への見直し、改善を図る。
- ・一人一人の長期的なキャリア発達を継続的に支援するため、児童生徒のキャリア発達の状況や指導計画について情報を蓄積し、確実に引き継ぐ。



○家庭・地域とキャリア発達を共有するヨコのつながり

- ・学校報の発行やPTAでの広報活動等を通して、キャリア教育のねらいの共有と成果の発信を行い、家庭・保護者との共通理解を図る。
- ・地域・事業所等と連携・協働し、職場体験学習やインターンシップ等の体験的な活動の充実を図り、児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む。
- ・「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広く地域住民等と目標やビジョンを共有し、多様な人間関係を体験する場面を設定する。

ねらいの共有や成果の発信

<参考文献>

「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「高等学校学習指導要領解説 総則編」（平成30年7月、文部科学省）

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」

（平成23年1月31日、中央教育審議会）

「キャリア教育」資料集—文部科学省・国立教育政策研究所—研究・報告書・手引編〔平成30年度版〕

（令和元年5月、国立教育政策研究所）

12 情報教育

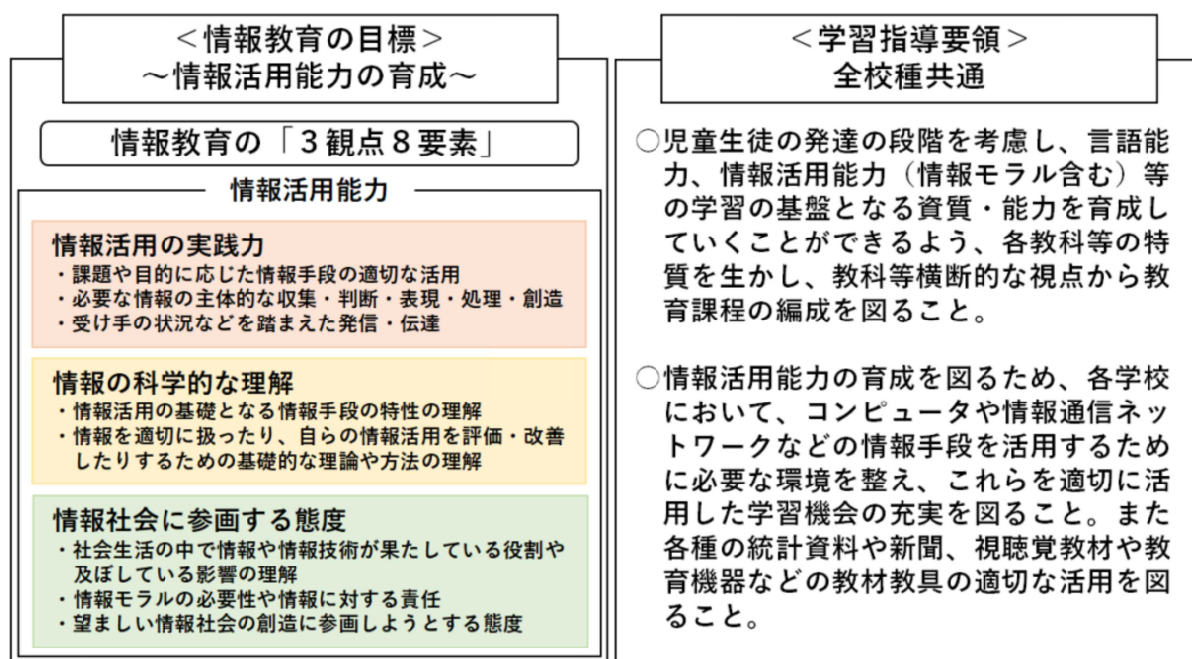
(1) 情報活用能力の育成

学習指導要領において、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられている。そのため、児童生徒の発達の段階を考慮し、教科等の役割を明確にしながら教科等横断的な視点で情報活用能力の育成を図ることが求められている。また、県内の学校では、GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末や高速通信ネットワーク等が整備され、情報手段を活用するための環境が整えられた。これらのことを踏まえ、ICTを学習ツールとして効果的に活用することを通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながるなど教育活動の一層の充実を図るとともに、これからの情報化社会を生きる児童生徒に必要な資質・能力の育成を目指すことが大切である。

ICT活用においては、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、児童生徒の発達の段階を踏まえて教育効果を考えることが必要であり、ICTの活用自体が目的とならないようにすることが重要である。

情報活用能力とは

必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、プログラミング的思考や情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力も含まれる。



初等中等教育における情報教育の目標は、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点から成る情報活用能力をバランスよく育成することである。これらを達成するために、各学校段階ごとに、様々な学習活動においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用していくことが必要である。

(2) 情報モラル教育

児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

情報モラル教育は、学校全体で組織的・計画的に進めることが重要である。そのためには、最新の情報の入手に努めるとともに、児童生徒がどのように携帯電話やスマートフォン、SNS等を利用しているかなど実態を把握することも大切になる。

情報モラルについては、特定の教科等での指導に偏らず、全ての教科等で指導する機会をもつようにすべきであり、学校の実態等に応じた計画的な取組となるよう、教育課程の編成等を工夫することが大切になる。また、全ての教職員がインターネットの世界で起きていることを共通理解した上で指導するためにも、情報モラル教育に係る校内研修の実施や、地域や保護者と連携した取組が必要である。

(3) プログラミング教育

児童生徒が情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために、発達の段階に即してプログラミングの体験等を計画的に取り入れ、プログラミング的思考を育成することが大切である。

◎プログラミング教育に関する学習活動

〔小学校・特別支援学校小学部〕

各教科等の特質に応じて、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理をさせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を計画的に実施する。

〔中学校〕

技術・家庭科（技術分野）で「計測・制御のプログラミング」に加え「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学習する。

〔高等学校〕

共通必修修科目「情報Ⅰ」で全ての生徒がプログラミングのほかネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習する。

プログラミング的思考とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近付くのか、といったことを論理的に考えていく力である。

(4) 教職員の研修

ICTを適切かつ効果的に活用した学習活動を充実させるため、全ての教職員の情報活用能力の向上が不可欠となる。最新の情報を取り入れながら、情報教育及び教科等の指導におけるICT活用が円滑に行われるよう、当センターが実施している研修講座等の校外研修への参加や、ICT活用指導力チェックシート（文部科学省）を活用した校内研修の一層の充実が求められる。

<参考文献>

「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」（令和2年2月、文部科学省）

「教育の情報化に関する手引き（追補版）」（令和2年6月、文部科学省）

13 環境教育

(1) 環境教育とは

環境教育について、「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」の第2条第3項において、次のように示されている。

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

(2) 環境教育の意義

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が、人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっている。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切である。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有している。

(3) 環境教育のねらい

環境教育は目の前に存在し、現象として見えているリアルな環境を対象とした教育であることから、子どもの生活や行動に直結する教育と言える。環境保全のためにどのような生活様式や行動をとるべきかなどについてよく考えて行動することや、自ら責任ある行動をとり、協力して問題を解決していくことなどが大切であるさらに、日々の生活における働き掛けだけでなく、持続可能な社会の構築に向けて、将来、よりよい環境を創造するための働き掛けをすることができる実践力を培うことにつなげていくことも重要なことである。これらのことは、子どもが環境に働き掛け、考え、行動化していく一連の過程として考えることができる。環境教育に関する国際的な動向や学習指導要領の理念等を踏まえ、環境教育の大きなねらいは、次のように整理できると考えられる。

①環境に対する豊かな（小学校：感受性 中学校：感受性や探究心）の育成

自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性（や探究心）をもつ。

②環境に関する（小学校：見方や考え方 中学校：思考力や判断力）の育成

小学校：身近な環境や様々な自然、社会の事物・事象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。

中学校：様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだし、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。

③環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、（中学校：他者との合意形成を図りながら）協力して問題を解決していく実践力を培う。

学校教育においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容と、環境教育に関わる目標や内容とを関連付けるとともに、環境に積極的に働き掛け、環境保全やよりよい環境の創造に主体的に関与できる能力の育成が図られなければならない。

<参考文献>

「持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引」

（令和3年5月改訂 文部科学省国際統括官付、日本ユネスコ国内委員会）

「環境教育指導資料（小学校編）（中学校編）」

（国立教育政策研究所教育課程研究センター）

環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/policy/post_61.html）

14 体育・健康に関する指導

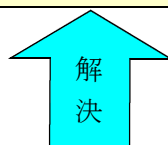
(1) 体育・健康に関する指導の意義

「体育・健康に関する指導」は、学習指導要領や学校保健安全法及び学校給食法等を踏まえて、児童生徒や学校・地域の実態に応じ、家庭・地域社会との連携により、学校全体として取り組む必要がある。

指導に当たっては、多様化している児童生徒の体力や健康状態の把握に努め、体育、保健、食育・給食、安全についての各教育活動を有機的に関連付け、体育・健康に関する現代的課題（健康的な生活習慣の形成、安全に関する指導の充実、心身の成長発達についての正しい理解）に対し、児童生徒や学校・地域の実態等を考慮しながら、家庭や地域社会と連携・協働し、一人一人に対応した指導を推進していくことが大切である。

<ねらい>

健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す。



<現代的課題>

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 健康的な生活習慣の形成 | 2 安全に関する指導の充実 |
| 3 心身の成長発達についての正しい理解 | |

令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

中学校学習指導要領 第1章総則第1の2(3)（平成29年告示、文部科学省）

(2) 指導内容

① 学校体育

学校体育に関する指導は、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。

そのため、体育学習を充実させることはもちろん、体育科、保健体育科の学習内容と関連付けた体育的行事の工夫を図る。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や新体力テスト、ライフスタイル調査等の分析・活用を通して、児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて作成した全体計画を基に計画的、継続的に指導する。

② 学校保健

学校保健に関する指導は、各校で作成した「学校保健計画」に基づき、保健主事や養護教諭を中心とした校内体制の下、家庭・地域社会等との連携・協働による組織的な活動を推進する。

保健管理及び保健教育を充実させ、生涯にわたり健康な生活を送るための望ましい生活習慣を確立し、現代的な健康課題の解決を目指す。そのために集団指導や個別指導を実施して心身の健康の保持増進を図る。

③ 学校給食・食育

学校給食は、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であり、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び、協同の精神を養う場である。

食に関する指導は、各校で作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭・学校栄養職員を中心とした全教職員と学校・家庭・地域社会が連携・協働して組織的に指導し、食生活の改善、望ましい食習慣の形成を図る。

④ 学校安全

安全教育は、各校で作成した「学校安全計画」に基づき、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して組織的に指導し、生活安全・交通安全・災害安全の各領域における、児童生徒の発達の段階に応じた危険予測・回避能力の育成を図る。

学校環境及び通学路の児童生徒の視点を加えた安全点検等を通じ、安全を確保するための環境を整えるとともに、万が一、事故等が発生した場合に適切な応急手当や安全措置ができるよう、「危機管理マニュアル」の見直し等の安全管理の充実を図る。

<参考文献>

「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月、文部科学省）

「高等学校学習指導要領解説 総則編」（平成30年7月、文部科学省）

「令和6年度 学校教育の指針」（秋田県教育委員会）

15 部活動の指導

(1) 部活動の意義

部活動は、中学校及び高等学校学習指導要領において、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義は高い。また、教師にとって部活動における生徒の行動観察を通じた生徒理解等の機会でもある。

(2) 実施上の留意点

中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。」として、部活動の教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

① 適切な指導

- ・指導者は、部活動の実施に当たって、児童生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・指導者は、児童生徒の健全な成長の確保やトレーニング効果を高める観点から、休養を適切に取らせることが必要である。また、過度の練習や長時間の時間的拘束は児童生徒の心身に負担を与え、必ずしも求める成果の獲得にはつながらないことを正しく理解することが必要である。
- ・指導者は、児童生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図る。また、児童生徒が※バーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野や競技種目の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めることが重要である。
※バーンアウト…燃え尽きるという意味で、心身のエネルギーが尽き果てた状態を指す。
それまで一つのことに没頭していた人が、心身の極度の疲労によって、ある日突然、まるで燃え尽きたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなってしまうこと。

② 「指導の手引」の活用

スポーツ庁及び文化庁においてそれぞれ策定された「運動部（文化部）活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）に則り、「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月、秋田県教育委員会）、「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月、秋田県教育委員会）が策定されている。部活動指導者は、こうした指導の手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが重要である。

(4) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が教育課程

内の活動、運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、ガイドラインに基準が定められている。したがって、指導者は活動方法の工夫を行いながら、適切な日数・時間を設定し、活動計画を立てて、部活動を展開するよう努めなければならない。

(5) 運動部活動における事故防止

運動部活動は学校教育活動の重要な場であることを踏まえ、各部の活動が安全かつ健全に行われるよう安全面に配慮し、万一に備えた関係者への連絡システムの確立や救急体制の整備を図ることが必要である。

また、児童生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、主体的に自分や仲間の安全を守ることができるようにすることが望ましい。練習中に守るべき安全に関するルールについては、機会を捉えて繰り返し指導するなど、徹底を図ることが必要である。

指導者は、関係職員等による協力体制を整えて、活動状況全体の把握に努め、日頃から児童生徒の事故防止に対する意識を高め、事故を未然に防ぐための行動を適切にとることが重要である。

(6) 体罰・不祥事等の防止

① 体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、指導者個人の問題にとどまらず、学校が児童生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと判断される不適切な言動（児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や態度）は、精神的な苦痛を与え、体罰と同様に児童生徒の心身に大きな影響を与える。心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、児童生徒の手本となるような言動を心掛けることが求められる。

指導者が指導的立場にいることによって、児童生徒に対して上位の権力をもつことになる。こうした関係を指導者自身が自覚していることが大切である。

② 適切な経費の運用等

部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得るとともに、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、出納簿や通帳等は、管理職による定期的な確認が行われることが必要である。

なお、直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用した便宜供与や物品の受領又は提供などは反社会的行為となる。

また、教職員間で気になることがあれば、互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる環境の確立が求められる。

<参考文献>

「中学校学習指導要領」（平成29年告示、文部科学省）

「高等学校学習指導要領」（平成30年告示、文部科学省）

「運動部活等の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月、スポーツ庁）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月、文化庁）

「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月、秋田県教育委員会）

「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月、秋田県教育委員会）

<参考> 小学校の教員に向けて

本県の小学校において、地区によっては、文化的な活動（吹奏楽部や合唱部等）が、中学校や高等学校同様に行われている現状がある。また、運動部の活動においても、地区によって、一定期間、活動が行われている実態がある。

小学校の部活動は、教育課程外の活動であるが、運動部の活動及び文化部活動の位置付けや捉えは、次の太字のとおりである。

【運動部の活動について】

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

このうちクラブ活動は、学校において適切な授業時数を充てるものとしており、学校や地域の実態等を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施することが大切である。

また、**運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものである**が、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

（平成29年告示 小学校学習指導要領解説 体育編 p173より）

【文化部活動について】

（１）本ガイドラインの対象範囲

小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、一部の地方公共団体においては、（中学校や高等学校と）同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

（文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン p 5 平成30年12月文化庁より）

※下線、太字は本書で追加

ここに示したように、小学校の文化部活動は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って行う「対象」である。運動部の活動については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月、スポーツ庁）」に、小学校のことは示されていないが、学習指導要領に「児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるように配慮する」とあることから、運動部の活動を指導する上で、ガイドラインは参考になるものである。

本項は、両ガイドラインを基に作成しており、小学校において部活動の担当となった場合、是非確認していただきたい内容である。

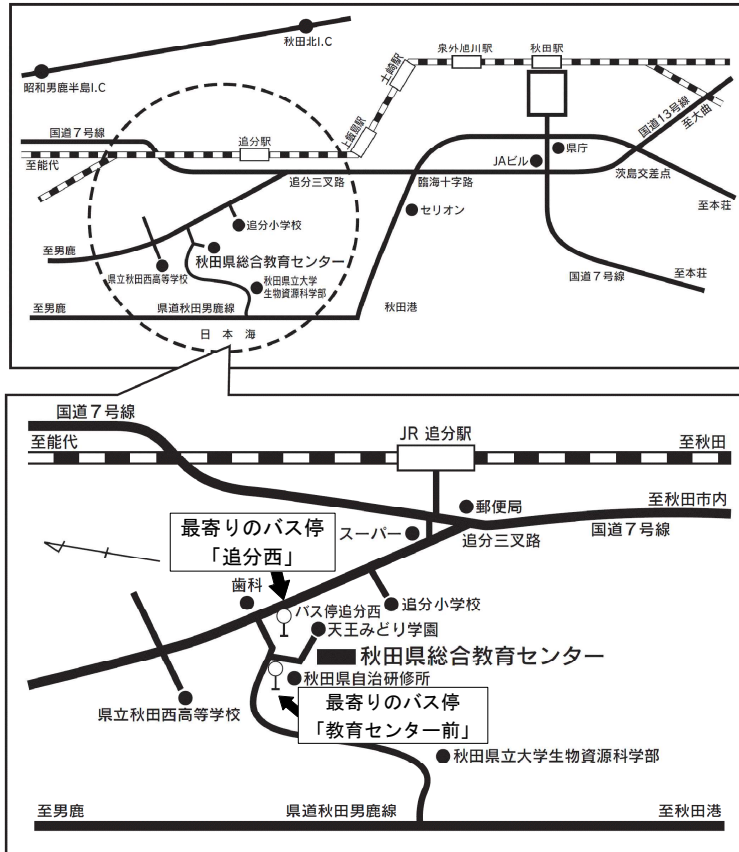
交通案内

・JRを利用する場合

奥羽本線・男鹿線「追分駅」で下車、徒歩約25分。駅前にタクシー乗り場もあります。

・バスを利用する場合

秋田駅西口バス乗り場4番線、秋田中央交通「追分線（101・105系統）」に乗車し、101系統はバス停「追分西」で、105系統はバス停「教育センター前」で下車してください。（所要時間はともに約40分）



秋田県総合教育センター

所在地：〒010-0101 秋田県湯上市天王字追分西29-76

総務チーム		(018)	873-7200 (代表)
FAX専用			873-7201
研修チーム			873-7202
情報教育担当			873-7204
教科・研究チーム			873-7203
支援チーム			
児童生徒支援担当			873-7205
特別支援教育担当			873-7215
企画研修チーム			873-7214

ウェブサイト <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15558>

実践的指導力習得期（初任～3年目）における 研修の手引 （令和7年度初任者用）

令和7年4月

発行 秋田県総合教育センター
秋田県湯上市天王字追分西29-76